

〈論 説〉

明治期における安川・松本家の石炭業経営について

合 力 理 可 夫

目 次

はじめに

1. 石炭業への進出
2. 明治炭坑株式会社設立
 - ① 共同経営時期
 - ② 個人経営への動き
3. 主要炭坑の所有状況をめぐって
 - ① 高雄炭坑の譲渡
 - ② 田川採炭組の売却
 - ③ 赤池炭坑の買収
4. 明治炭坑株式会社の個人経営から株式合資会社へむすびにかえて

はじめに

安川・松本は貝島、麻生と並んで「筑豊御三家」の一角をしめ、石炭業を基盤としているが、他の二者と比べると事業経営では著しく異なっている。したがって、石炭業経営についての分析はその後の安川・松本の事業経営を考えるうえでも重要なものとなるが、現在までのところ資料が乏しく研究史はほとんどない⁽¹⁾。しかし、近年、これまで未公開資料であった『安川敬一郎日記』が利用できるようになり⁽²⁾、同家の研究が前進できるものと思われる。なお、安川敬一郎『撫松余韻』松本健次郎発行（1935年）には、同日記を基にして「日記抄」として部分的に掲載しているが、これは同日記をそのまま記載するものでなく、簡単に纏めたり或いは言葉や文章を付け加えたりしており、また、日付の間違い等も見受けられる。本稿では特に断らない限り『安川敬一郎日記』を利用し（以下『安川日記』と略す）、明治期の同家の炭坑所有の推移における問題について検討したい。なお、原資料には訂正や挿入等があるが、煩雑に

なるのでそれらは示さず最終的な記述のみを示した。

1. 石炭業への進出

安川・松本家のリーダーである安川敬一郎は元来政治家志望で事業家になる気はなかったという⁽³⁾。同家で石炭業を始めたのは松本潛（徳川貞七の次男で松本家へ養子）・幾島徳（徳永貞七の三男で幾島家へ養子）の兄弟であったが、敬一郎はそのころ東京遊学中であった。1874（明治7）年幾島徳が佐賀の乱で戦死したため敬一郎は東京から帰郷し、東谷炭坑の経営を始めた。これは「兄弟四家生活の係る所重大なるもの」⁽⁴⁾であったためである。松本潛は大区長勤務の傍ら相田炭坑を経営管理した。しかし、炭坑経営はうまくいかず窮地に陥ったが、このとき博多の町人・堺惣平から資金の融通を受けた。これは、家禄の秩禄処分の現金交付を待てずに借用したものである⁽⁵⁾。最も、堺惣平は松本潛とは「旧知の間柄で営業開始からの後援即ち債権者であった」⁽⁶⁾という。

さらに、翌年6月には松本潛の名前で石炭売買に関する「石炭商法之儀ニ付御届」を願い出ている⁽⁷⁾。1877（明治10）年には福岡県鞍手郡長谷から福岡県遠賀郡芦屋町に転居した。そして石炭販売店「安川商店」を開業し、翌78年には神戸の石炭商岡田又兵衛と相田炭の取引を開始した。転居した理由として、西南戦争の勃発の様相が高まったため、これに巻き込まれないためであったという⁽⁸⁾。しかし、松本潛は既に芦屋で「松島屋」という屋号（松本、幾島両家に因んでつけたもの）で醤油の小売業を営んでいる経験や、上述のように石炭売買の願い出、また、当時芦屋は石炭集積の地ということなどを考え合わせると、上述の石炭販売を本格的に行う動きとみれるであろう。いずれにせよ、安川・松本が生産のみでなく流通にも早くから進出していることは注目される。

1880（明治13）年には嘉麻郡相田・庄司両村にまたがる鉱区を拡張し、高雄・伊岐須両炭坑を起業した。1884年には相田鉱区を72万余坪にまで拡大した⁽⁹⁾。1886（明治19）年には白土武市の鉱区3万余坪の鉱区の借区権を買収し大城炭坑（後の明治第一坑）を起業した。しかし、大城炭坑の開発資金が不足であつ

たため、高雄炭の取引関係にあった神戸の岡田又兵衛や大島兵吉に2万円ずつ出資してもらい、合資の契約をした稼業であった⁽¹⁰⁾。1887（明治20）年には勢田村に鉱区を入手し、岩井伴七と折半掘の契約を結んだ（後の明治炭坑第二坑）⁽¹¹⁾。さらに、1889（明治22）年には平岡浩太郎と共同で赤池炭坑を開発するなど、徐々に事業を拡大して行った。

しかし、資金不足は依然として続き、この際も相田や明治坑の壳炭を利用して三菱から3万円の融資を受けている⁽¹²⁾。しかも、明治前半期は表1にみられるように石炭不況で炭価も低迷し、単独経営での限界は、外部資金への依存や共同経営等により補うほかはなかった。

表1 平均炭価（円／t）

明治23年	2. 103	明治31年	4. 550
24	1. 195	32	5. 247
25	1. 225	33	5. 263
26	2. 577	34	5. 557
27	3. 195	35	5. 973
28	3. 555	36	5. 290
29	2. 970	37	4. 753
30	4. 060	38	6. 134

出所：『福岡県統計書』各年次による。

資金調達については、既に森川英正氏が指摘されているように、安川は外部資金をうまく導入しているが⁽¹³⁾、この時期、安川がいかなる借入先から、どの程度の借入をしていたかについては不明である。しかし、上述した赤池炭坑開鑿の資金不足に際しての三菱からの3万円の融資や高雄炭坑を担保とした4万1200円の借入⁽¹⁴⁾等の内容から察するにかなり逼迫した状況ではなかっただと思われる。また、この内容からして、安川は比較的三菱に近い位置にいたとも考えられるが、しかし、明治期を通して安川は貝島の全面的な三井依存というような、特定の財閥のみに依存はしていない⁽¹⁵⁾。

なお、『福岡県勧業年報』によれば、明治26・27・29・30年の高雄炭坑所有者は岩崎弥之助であるが、明治28年には『筑豊五郡石炭礦区及送出炭一覧表』によると松本潜名義になっている。しかし、『三菱社誌』では明治28年から「松本潜貸金勘定」が掲載されている⁽¹⁶⁾。この借金は明治31年に全額返納し、2月3日、「松本潜ニ対スル貸金返納ニ付キ、同人ヨリ譲受ノ形式トナリ居レル高雄炭坑ヲ同人名義ニ書替変更スルコト」⁽¹⁷⁾となった。明治28年の高雄炭坑の所有者についての疑問は残るが、資金調達に苦しむ地方企業家としては中央財閥に依存せざるを得なかった。

さらに、安川は生産拡大のみに重点をおいていたのでなく販売部門も充実しつつあった。

すなわち、生産拡大に対応するため1885（明治18）年神戸に支店を開設⁽¹⁸⁾、翌年には安川商店本店を若松に移し大阪に支店を設置し、1888（明治21）年には門司支店を開設するなど、販売網を徐々に拡大し、1899（明治32）年2月には安川商店を安川松本商店と改め、本店を若松町に置いた⁽¹⁹⁾。貝島太助は「炭坑の経営では安川より自分の方が優っていると思うが、安川が販売権を固守したことには感服する」⁽²⁰⁾と言ったが、石炭取扱に関し1903年頃には三井側に「刻下、我競争者トシテ九州方面ニ於テハ三菱及安川」⁽²¹⁾といわせていくように、販売における安川松本商店の存在が大きくなりつつあった。

なお、「安川松本商店」の組織上の位置づけ及びその内容ははっきりしない。ただ、明治39年末には、『安川日記』に「本店、門司支店、大阪神戸支店ニ於ル若干ノ資財アリト雖、是等ハ採炭販売ニ要スル運転ノ小資ニ不過」⁽²²⁾と記されており、また、後年同店が明治鉱業に合併される際に、『門司新報』には「明治31年以来今日（昭和10年…引用者）迄明治鉱業より独立して同社並に関係会社の石炭販売営業を継続していた安川松本商店」⁽²³⁾と記述されていることから、同店は石炭販売のみに従事していたと思われる。同店は1936（昭和11）年1月1日より明治鉱業に合併され、同社の営業部の新設をもって若松本店は支店と改称された。なお、同社の小出支配人によると、将来的（昭和10年以降）には「石炭、紡織、電株等の総合的大販売会社を設くる事も目下研究中で 1 ツ^(マツ)

の案とはなっている」⁽²⁴⁾ と語っているところをみると、石炭以外の関連企業の販売はそれぞれ企業内に販売部門を内部組織化していたと思われ、ゆくゆくは総合商社的な会社構想があったようである。

この他に注目すべきは、徳永純一郎（徳永織人の長男）を炭坑用ポンプや小蒸気船用機関を製作していた兵庫の伊勢鉄工所へ見習職工としてやったことである。これは将来炭坑の機械部門に担当させるためである⁽²⁵⁾。もちろん当時の事情としては簡単に技術者を雇うことは困難で、身内の者に技術を習得させざるを得なかったのであろうが、しかし、単に石炭採掘、石炭販売のみに重点を置いていたのではないことを看過してはならない。安川敬一郎は特に技術者の育成に力をそいでおり、後年の明治専門学校（現国立九州工業大学）の設立をみても明らかであろう。

以上から、明治初期から半ばにかけての安川の炭坑経営においては資金繰りがかなり厳しかったこと、販売網の拡大を行いつつあることを確認しておきたい。資金の限界ゆえに炭坑経営に積極的とはいえ鉱区拡大は制限せざるを得ないが、それは販売部門を充実することである程度カバーできたのではないかと思われる。

2. 明治炭坑株式会社設立

① 共同経営時期

安川・松本の石炭業拡大の第1段階は、大阪資本を導入することから始まった。すなわち、岩井伴七から隣鉱区の権利を買収すること及び設備拡大の資金獲得をもくろんで1896（明治29）年2月、大阪の資本家（17人）との共同出資により明治炭坑株式会社の設立を出願した。資本金30万円で、6000株（1株50円）の内発起人17名で3400株を負担し、資本内容は鉱区・機械購入に24万4000円、運転資金3万円、創業費1000円、予備費として残りの2万5000円という内容⁽²⁶⁾であった。本社は大阪、社長に桑原政、取締役に安川敬一郎・野田吉兵衛・広瀬坦・今西林三郎、監査役に松本重太郎・甲斐宗治・山本周太郎が就任した。

1898（明治31）年頃の状況について、『門司新報』は次のように報じている。

「明治炭坑株の定期売買」

明治炭坑会社の株券は今回大阪株式取引所の売買に附する筈にてその手続をなしたり。炭坑株券の定期市場に上るは之を以て嚆矢とす。依て其現況を紹介せんに、全会社は去廿九年の創立にして初め資本金は三十万円なりしが今日は七十万円に増額し其株主は僅に四十二人にして九歩通りの払込を了れり。鉱業地は県下嘉穂郡に在り大城炭坑是なり。坑区百二十三万七千余坪にして之を第一坑第二坑第三坑の三ヶ所に分ち、現今の出炭額は一日七十万斤本年下半期に至れば正に百万斤を出すの予定なり。而して当時の石炭相場に依れば一万斤に付純益金十二円余なりと云ふ。第一坑は昨年火災に罹り鎮火せざること五カ月間非常の困難を來し為めに消防及び善後策として實に数万円の費途を要したるにも拘はらず昨年下半期の利益金配当額は一割五分なりし。而るに其復旧工事も九歩方成就せしかば本年度に於ては十分の積立金をなすも尚ほ二割乃至三割の利益金を配当し得るの予定なりと云ふ」⁽²⁷⁾

明治炭坑の組織内容についてはいつ頃から整えられ、またどのように推移したかについては明らかにしない。ただ、『洗心日記』及び『安川日記』によれば、1898（明治31）年頃から組織に関して次のような記述がみられる。

明治31年8月15日

「午前、明治炭坑会社ニ出社ス。九字、井上静雄ヲ三井銀行ニ訪ヒ明治炭坑会社重役ニ關シ談スル所アリ。午後……甲斐宗治ト会合ヲ約セル也。是亦明治炭坑会社組織ニ關シ意見ヲ尽セリ。其主旨ハ我意ヲ得ル所アリ。以テ他日ヲ期シ改革ノ方針ヲ完ムベキ」⁽²⁸⁾ト約ス……」

明治31年10月11日

「午後五字、明治炭坑会社重役会ニ伝法家ニ赴ク。桑原、野田、松本、甲斐、他ハ欠席。議事ノ主要ナルハ販売手続ニ或場合ハ随意契約ヲナス事又從来尤必要ト感ゼル本社ヲ大城炭坑ニ移ス事及専務取締ヲ坑所ニ在新セシムル事ナリシ。該問題ハ大坂株主則重役諸氏何等カ之慊焉タラザルモノアルガ如

シ……」

このうち、この10月11日の会議で専務取締役を置くことについては反対意見もあったようであるが、一応認められた⁽²⁹⁾。しかし、「本社移転ノ伴ハ迂ヤ謨哉ノ間ニ埋没」⁽³⁰⁾し、共同経営時期の間は実現しなかった。

明治32年2月24日

甲斐宗治と「炭坑会社重役野田重任ノ件、本社移転、重役賞与之事ヲ議ス。

賞与減殺論ハ大坂重役ニ異論アルベキヲ察セラル」

以上から、同坑の経営は大阪株主側が主導権を握っており、重役賞与の問題や本社移転の問題等、安川の意が反映されにくい状況であったようである。つまり安川の同社設立の動機は「事業拡張に必要な資金の獲得にあったのである

表2 明治炭坑役員一覧

氏名	役職	明治30年	31年	32年	33年	34年
桑原政吉	社長					
野田兵衛	取締役					
安川敬一郎	ク					
今西林三郎	ク					
児島哲太郎	ク					
麻生太吉	ク					
稻垣徹之進	常務取締役(1)					
師毅	(2)					
松岡重太郎	監査役					
木本宗治	ク					
斐本周太郎	ク					
[大城支店]						
白土善太郎	(3)					
神尾金八	(4)					
□田義興	会計課長					
間宮伊賀次郎	(5)					
高津亀太郎	第一坑主任					
福島隆	第二坑副主任					
福地愛之助	技師					
石渡信太郎	ク					

注 (1) 明治33・34年大城支店長兼務、34年取締役。

(2) 明治31年支配人、32年大城支店支配人兼務。

(3) 明治30年・31年坑務課長、32年第一坑主任兼坑務課長、33・34年第三坑主任兼坑務課長。

(4) 明治30・31年器械課長、32年第三坑主任兼器械課長、33・34年器械兼会計課長。

(5) 明治32年第二坑主任技師、33年第一・二坑主任。

出所：由井常彦・浅野俊光編集『日本全国諸会社役員録』(2~5)、柏書房、1988年より作成。

が、純出資者的立場に立つ大阪側との間に兎角意見の齟齬をきたし、融和強調

を欠いていた」⁽³¹⁾ のである。

1897年から1901年までの役員は表2のようになっている。

この表によれば、1898・99年に大阪資本の要請で師岡毅が支配人として経営にあたっていた。しかし、この採用はうまく機能しなかったようである。安川は「彼等の希望により師岡継興^(ママ)をして支配人兼会計監督たらしむ（師岡の採用は一大失策なりしは後日大阪株主も首肯する所となれり）」⁽³²⁾ と言っており、師岡採用の失敗の理由は明らかではないが、彼は1900年以降役員に名を連ねていない。

『北九州市史』では、この点について、「年譜草稿」の1897年に「販売に就て社長専断、三井に契約の議に決す、蓋し師岡の秘策に出ず、余は各重役と会同せしめ、之を中止せしめ、時に増資の必要あり、六拾万円とするに決せり、師岡氏罷免」と言っていることから、販売をめぐる問題が絡んでいたと指摘している⁽³³⁾。業務拡大を主とする敬一郎と配当を主とする大阪資本とは利害が一致せず、しかも、敬一郎自ら販売網を持っていることからして、マネジメントの調整は困難であったようである。そして翌1898年に「稻垣徹之進を聘して専務重役として全権を附与」⁽³⁴⁾ した。なお、「年譜草稿」における師岡の名前とその罷免の時期及び稻垣採用の時期は表の出典である『日本全国諸会社役員録』の記載の時期とは不整合であるが、この点については明らかにし得ない。

1897（明治30）年4月、資本金を60万円に、さらに翌1898年1月、70万円に増資し、隣接する日焼炭坑を買収した。

1897年明治第一坑で火災が発生するなどの危機はあったが、稻垣徹之進の采配もあり復旧作業も進み、出炭も増加していった。

共同経営期の明治炭坑の株主構成については明らかにしえないが、「全国大株主」（明治32年）から1899年頃のその一端を窺えば次のようにになっている⁽³⁵⁾。

安川敬一郎 4334株、 松本重太郎 430株、 田中市兵衛 100株、

外山修造 400株、 井上保次郎 200株、 嶋徳次郎 150株、

麻生太吉 1030株、 濱崎永三郎 300株

以上から推測すれば、残りの株主の1人当たりの持株も比較的少数で、実質的

には安川が大株主になっていたと思われ、すでにこの頃から明治炭坑の個人経営への動きが始まっているとみれるであろう。

② 個人経営への動き

安川がいつ頃から明治炭坑を個人経営に移そうと決心したのかは定かではないが、上述の様にその動きは1899年頃から始まっていると思われる。現存する『安川日記』には1901（明治34）年になってその意志が語られている⁽³⁶⁾。しかしながら、この間、後述するように田川採炭の引き受け及び同坑の三井への売却や赤池炭坑の引き受け問題等が重なり、さらに安川の資本的限界も考え合わせるとそう簡単にはいかなかった。結果的に同社は安川の単独経営となるものの、買収資金の捻出は非常に困難であった。この点については後述するが、明治炭坑を買収するまでの一端を『安川日記』でみれば以下の様である。

明治34年2月6日

松本重太郎は「……明治炭坑会社ノ拡張トシテ世知原炭坑買収ノ同意ヲ求ムルモノ、如シ。余ハ其坑区ノ何者タルヲ知ラズ。因ヨリ了諾ヲ能ルノ限リニアラズ。却テ明治炭坑ナルモノヲ会社組織ヨリ一個ノ変更スペキノ得策タル可キ則桑原ガ意モ曾テ其意見ナリシヲ以テシ其何ニ決スルモ……」⁽³⁷⁾

明治34年4月10日

「……甲斐ニ会ス、明治会社重役ノ意見ニ付質ス処アリ。午後、桑原ニ事務所ニ会シ、炭坑株受与又ハ革新談ヲ開始ス。先ハ未来炭量ノ調査書ヲ出し利益ノ算出、相互ノ合意如何ヲ試ムヘキヲ約ス」

明治34年4月21日

「昨日桑原政来リ。過日以来交渉セシ明治炭坑受与問題ニ関シ他ノ重役ト会合決定ヲ計ル。即チ株各価値ヲ六拾円トシテ外坂地発企者ニ対シ報酬參万七千五百円ノ支出ヲ乞フ。諾シタリ。本日午時、伝法家集会……即チ明治炭坑会社我一手ニ帰スル予約書ハ決定セリ……」

買収については、「拒絶スルニアラズト雖、利子ニ関シ卑劣ノ意ナキニアラズ」⁽³⁸⁾ や「語氣壳惜タルモノ、如シ」⁽³⁹⁾ というように難を示す者もいたが、「大抵

不同意者ナキニ至レリ」⁽⁴⁰⁾ という状況であった。11月頃には資金的目処もたち、『門司新報』も安川の株の買収が比較的順調であることを伝えており、明治34年11月8日には同社1万4000株の内約1万株が安川の手中にあったことを報じている。ただ、「諸否不明の九州地方の株主（此株数1665株）」⁽⁴¹⁾ に対する交渉が残っていた—おそらくこの株主は前述の株式所有状況からみて麻生ではなかったかと思われる一が、しかしこれも近日中にまとまり、同社の買収については「安川氏の背後に出资者ある由につき、当分は依然株式会社組織のまゝ営業をなし、追って合資会社組織と変更するに至るべしと云ふ」⁽⁴²⁾ と、安川に資金的援助があり、単独所有が近いことを報じている。

このようにしてみると、安川の資金調達に関しては独力によるものとは言い難く、何らかの形で外部に依存しながら金融的な限界を乗り越えようとする地方企業家の戦略の一端を垣間見ることができるであろう。

ところで、明治炭坑株式会社を個人経営にするまでに同家が関わる炭坑所有状況について大きな動きがみられる。すなわち、高雄炭坑の官営八幡製鉄所への譲渡、田川採炭の買収及び三井への売却、赤池炭坑の買収等である。以下、これらの所有状況をめぐる問題についてみてみる。

3 主要炭坑の所有状況をめぐって

① 高雄炭坑の譲渡

1899（明治32）年、それまで経営してきた高雄炭坑を政府に122万5000円で譲渡した。これは、八幡製鉄所の創設に伴い、政府からの要望のためである⁽⁴³⁾。『安川日記』で高雄炭坑に関する記述がみられるのは明治32年5月11日が初めてであり、この時松本重太郎と「高雄坑山ニ関シ重用件ヲ議」している。

明治32年8月31日

「午前九字発ニ而帰若ス。山際来リ、大島ヲ誘ヒ馬関行ヲ企ツ。前田正名來門ノ電報アリ。一字發出門。石田屋ニ前田ニ面話ス。午後五字渡関。山際ハ大吉ニ在リ。余ハ中野ト前竹ニ陳ス。大島技監、大吉ニ投ス。夕、山際ノ使ニ接シ大吉ニ至ル。高雄坑山ノ事ニ及ブ、壱百万以内ノ故ヲ以テ談^(待)

〔淡〕
冷ニ別ヲ告ケ前竹ニ宿ス」

明治32年9月6日

「午前、大吉ニ大島ヲ訪フ。小田、小花等列座ス。高雄坑ノ談判ヲ試ム。
彼等政府工稟請ノ廉ニヨリ出金ノ艱ヲ云フ。畢竟山際ニ任スル「^(難)」ヲ約ス。
則壱百弐拾万ニシテ其余若干ハ出金スヘシト思ハル。午時中野来闘。何等
カ清涼ナラザル胸算アリト雖、山際ニ托シテ帰若ス」

明治32年9月8日

「午前、山際來リ。大島ガ底位弐万五千位ノ出金ヲ諾セルモノ、如シ。是
ニテ弥高雄坑ノ落着ヲ告グ……」

また、『門司新報』では「高雄炭坑買上と農商務省の意見」と題して、次
のように報じている⁽⁴⁴⁾。すなわち、鉱山の買い上げについては農商務省において「価格種類等の範囲を限り一切製鉄所に委任し居れり、其の何れの銅山を買
ひ何れの炭山を買ふやは一に製鉄所専門の技師に採択を許せり」。製鉄所技師
の上申によれば炭量約503万噸（安川側もほぼ同等の炭量の届を福岡鉱山監督
署に出している）で、炭質は「四尺炭は品質頗る佳良にして五尺炭は稍之に劣
ると雖も十分使用」するに足り、しかも諸設備は整っており、「新たに開坑す
るの比に非らずといへり」。仮に炭量を400万噸とし、買い上げが110万円の価
格であれば、「一噸僅に二十七錢位に当り新炭坑一噸相場五十錢に比すれば頗
る廉価と認めざるを得ず。故に農商務省は之を買上ぐるに躊躇せず」と。

そして同年11月に政府と買収契約書を交わした。『高雄炭山買収契約書』⁽⁴⁵⁾
の一部を紹介しよう。

「松本潜及松本健次郎ハ其所有ニ係ル福岡県筑前国嘉穂郡大谷二瀬ノ両村ニ
跨ル高雄石炭山特許第一四〇八号鉱区並ニ松本潜ハ其所有ニ係ル前同郡二瀬
村ニ於ル横田石炭山特許第四五五壱号鉱区ノ弐鉱区及付属財産ヲ製鉄所ニ讓
渡スニ付当事者間ニ左ノ条々ヲ契約ス

第壱条 高雄並横田ノ両石炭山及附属財産讓渡代価ハ別紙図面特許証第四五
五一号ノ分金參万千八百四十弐円特許証第一四〇八号及別紙目録ノ附
屬財産共金百拾九万參千百五十八円総額百弐拾弐万五千円トシテ左ノ

通り製鉄所ヨリ松本潜松本健次郎ニ払渡スモノトス
 一 金式万五千円 特許証第四五五一号石炭山ノ引渡シヲ了シタル時
 一 金百式拾万円 特許証第一四〇八号石炭山及付属財産共全部引渡
 シヲ了シタルキ

第弐条 松本潜松本健次郎ハ左ノ時期ニ於テ第壹条ニ掲ケル所ノ石炭山及其
 附属財産ヲ製鉄所ニ引渡スヘシ

一 横田石炭山特許証第四五五一号ハ其増減区訂正ノ許可ヲ得タル時
 一 高雄石炭山特許証第一四〇八号及附属財産ノ全部ハ明治参拾參年
 五月一日

第三条 第弐条第二号ニ掲クル石炭山ニ於テハ契約締結ノ時ヨリ明治三十三
 年四月三十日迄松本潜松本健次郎ハ製鉄所ノ監督ヲ受ケ左ノ炭量ヲ採
^(マツ)堀シ其為メ必要ナル程度ニ於テ付属財産ヲ使用スルノ外何等ノ行為ヲ
 為スムヲ得ス

一 石炭六万八千七百五拾噸以内

但シ山元汽缶燃料炭ハ此限リニアラス

松本潜及松本健次郎ニ於テ前項ノ炭量ヲ其期日内ニ採堀シ得サリシト
 アルモ之レカ為第壹条ノ讓渡代価ヲ変更セサルモノトス

第四条 第三条ノ期限中坑内ノ保存上欠クヘカラサル工事ハ製鉄所ノ命令ニ
 従ヒ松本潜及松本健次郎ニ於テ之レヲ為スヘシ若シ其命令ニ従ハサル
 キハ製鉄所ハ他人ニ命シテ該工事ヲ為サシメ其費用ハ松本潜松本健次
 郎ニ於テ弁償スルモノトス

第五条 契約締結ノ後松本潜及松本健次郎ニ於テ第二条ニ定メタル時期ニ於
 テ同条記載ノ石炭山及其附属財産ノ引渡シヲ為サス又ハ第三条ニ明記
 セル炭量以外ニ石炭ヲ採堀シタルキハ製鉄所ハ何等ノ手続ヲ経スシテ
 第弐条第一号若シクハ第二号記載ノ石炭山及附属財産ノ讓受契約ヲ解
 除スルムヲ得

前項ノ場合ニ於テ松本潜及松本健次郎ハ左ノ各号ヲ確守スヘシ又松本
 潜及松本健次郎ハ前項契約ノ解除ニ對シテハ何等ノ要求ヲ為スノ権利

ナキモノトス

一 第壹条第一号ノ金員払渡シ前ニ於テ契約ヲ解除シタル件ハ松本潜及松本健次郎ハ本契約ニ掲タル所ノ石炭山ヨリ採掘スル石炭參拾万噸ヲ製鉄所ノ必要ナル時期ニ至リ其山元積場ニ於テ一噸金式円ノ割ヲ以テ製鉄所ニ引渡スヘシ

一 第一条第一号ノ金員ヲ払渡シタル後于ニ於テ契約ヲ解除シタル件ハ其払渡シタル金額ヲ以テ第二条第壹号ニ掲ケタル石炭山ノ代価ト為スノ外尚石炭參拾万噸ヲ前号ノ通り製鉄所ニ引渡スヘシ

製鉄所ニ於テ本契約ヲ履行シ能ハサル件第式条第一号ニ掲ケタル石炭山引渡后ナレハ該石炭山ハ松本潜ニ還付シ既ニ払渡シタル金額ハ返納ヲ要セス其他ニ於テハ如何ナル場合ト雖モ製鉄所ハ何等弁償スルノ義務ナキモノトス

第六条 第三条ノ期限内松本潜及松本健次郎ニ於テ石炭坑ノ裝置又ハ附属財産ヲ毀損滅失シタル件ハ總テ契約締結當時ノ現状ニ復シ引渡ヲ為スヘキモノトス

第七条 第参条ノ期間内変災其他ノ事故ノ為メ将来採掘シ得ヘキ炭量ノ減少シタル事實アル件ハ相当ノ評定人ヲ撰定シ減少シタル炭量ヲ評定セシメ石炭壹噸ニ付金壹円ノ割合ヲ以テ其炭量ニ応シ第一条ノ讓渡代価ヲ減殺スルカ若クハ本契約ヲ解除スル件アルヘシ

此場合ニ於テ松本潜及松本健次郎ハ何等要求スルノ權利ナキモノトス

第八条 松本潜及松本健次郎ハ第式条ノ引渡ヲ為スノ都度各其同時ニ事由ヲ具シ書留郵便ニテ福岡鉱山監督署ヲ經由シテ農商務省ニ届出ツヘシ前項ノ届出ニハ各鉱業特許証及製鉄所ノ事實證明書ヲ添フヘシ

第九条 松本潜及松本健次郎ハ製鉄所ヨリ土地若シクハ建物ノ一部分ノ引渡シ請求アル件ハ第二条ノ期日前ニ於テモ該土地建物讓渡ノ登記手続ヲ為スヘキモノトス

第十条 松本潜及松本健次郎ニ於テ借用シ居タル別紙目録ノ官有山林及原野ハ第式条第式号ノ期日後遅滞ナク其所轄林区署ニ返納ノ手続ヲ為スヘシ

第十一條 製鉄所ハ別紙六通公正証書ノ内松本潛及松本健次郎ノ附属証書ニ
掲クル条件ヲ除キタル契約事項ノ外松本潛松本健次郎若クハ其以前ノ
鉱業人カ第三者ト締結シタル契約上ノ権利義務ヲ承継スル「ナキモノ
トス

第十二条 松本潛ニ於テ現今出願中ニ係ル福岡県筑前国嘉穂郡二瀬村大字片
島外二大字ニ於ケル払受第四六七号石炭鉱区ハ其採掘ノ特許ヲ得タル
トキ無代価ニテ該鉱区ヲ製鉄所ニ引渡スヘシ
右之条々ヲ契約シタル証トシテ契約書正本式通ヲ作り各其一通所持ス
ルモノナリ

明治三十二年十一月十五日

製鉄所長官事務代理

製鉄所技師工学博士 大島 道太郎

福岡県筑前国遠賀郡若松町開三番地

松本 潜

全県全国全郡全町全番地同居

松本 健二郎

」

以上の内容からすると、安川・松本側としては100万円以上の価格を想定していたことは明白であり、上記「契約書」では高雄鉱区と横田鉱区の売却は決定しているが、第12条に記載されている特許出願中の鉱区については「無代価」で譲渡することになっている⁽⁴⁶⁾。

しかし、製鉄所の高雄炭坑の買収については疑問視する声も多かったようである。これに対し、安川は次のように『安川日記』に記している。

明治33年1月27日

「午前十字、井上伯ヲ訪ヒ……製鉄所工高雄炭山売却ニ関シ、鉄道会社ニ
対スル契約ノ云々并ニ議員中其高価ナリト評セルヲ聞ク。根元該炭山売却
ニ付テハ内部ニ在ツテハ可否二説アリシト雖、愚兄松本ハ年齢數加ハリ一
世ノ事業終了ヲ告ケシムルモ亦可ナルベキノ意ニ決シタルナリ。然レモ世
論ニシテ嘖ニ煩累ニ堪エザルモノアルニ於テハ願バ解約ヲ望ムナリ。畢竟

代価ノ高ニ過ル杯ノ議論ハ如何ナル算出ヨリセルカ、只其皮相ノ見ニ過ザルベシ。弊家ニ在ツテハ同坑ヨリ生スル収入予算ハ大ニ確立セシモノアリ。決シテ解約アルモ不利ヲ見ズ。此議伯ニ於テ含置カレ、或場合ニ於テ之ガ処置ヲ乞フ事アルベキヲ答エ置タリ……」

120万円の具体的根拠は明らかでないが、これは決して不当な価格ではなく、同家にとって高雄炭坑は「大ニ確立セシ」財産であった。『北九州市史』では安川の蓄積構造を国家への依存性の点から分析しているために、高雄炭坑の売却もその一環として捉えらえられている⁽⁴⁷⁾。しかし、資金の限界があるにせよ高雄炭坑の譲渡は安川側からの申し出ではなく、むしろこれを失うことは石炭業を蓄積基盤とする同家にとって大きな痛手であり、他の鉱区と抱き合わせての譲渡の申し出は、逆に言えば売却したくない気持ちの表れとも思える。「高価」な売却は、敬一郎の「国家公益」という理念と資本家としてのありかたのジレンマがでているのではなかろうか。

② 田川採炭組の売却

『安川日記』には、石炭関係では田川採炭に関する記述が比較的多い。同坑買収については1899年4月9日、14日、5月11日に松本重太郎や桑原政などと協議している。同坑は1899（明治32）年に安川、谷茂平、今西林三郎の3名で豊州鉄道から120万円で引き受け、田川採炭組という組合をつくって経営にあたり、鉱業人は谷茂平、坑務の総括を稻垣徹之進が担当した。『北九州市史』で引用されている安川の「年譜草稿」には豊州鉄道からの売却の一因として「該礦には採炭夫使役に関し納屋頭なる者二派ありて□□に□□くみし也。為めに売却と決したる也」と記されている⁽⁴⁸⁾。すなわち、労務管理上の問題がみうけられる。

しかし、引き受けた後の運営についてはトップの意見が合わず、「田川採炭坑の関係稍々複雑なる点ありて統一を欠く。□意不利なるを免かれざるべきを慮り」⁽⁴⁹⁾ という状況であった。三井も「組合（田川採炭組…引用者）仲間ニ於テ兎ニ角折合ヒ面白カラス、互ヒニ機ヲ見テ他ニ譲ルカ又ハ報酬金ヲ得テ脱

セントノ噂有之タルヲ以テ夫トナク事情ヲ探」⁽⁵⁰⁾ っていたところをみると、組合におけるトップでの意思統一が困難であったとみることができる。そして、三井としては田川採炭を手に入れることで「国内上等炭ハ九分通り三井ノ掌裡ニ帰スルコト故営業上利便勘カラサルベシ」⁽⁵¹⁾ という戦略に基づき買収した。

優良炭坑を手放すことは、石炭業を蓄積基盤とする者にとってダメージを受けることに等しいが、どの様な問題があったのか、『安川日記』でみてみる。

明治32年6月15日

「此日、豊州鉄道会社行橋本社ニテ炭坑売却入札。当日、余其不結果ナルベキヲ想像セシニ、意外ニモ谷茂平ガ投票セルニヨリ稻垣、今西各入札シタリ」

明治32年6月16日

「午前、豊州鉄道之入札者ハ三人ニシテ各条件付トシテ適合セス。則今西林三郎ハ百拾六万円ニシテ無抵当、谷茂平ハ壱百弐十一万弐千円ニシテ七朱利五ヶ年賦、稻垣徹之進ハ壱百弐十万円ニシテ十ヶ年賦ナリ」

明治32年6月18日

「午前七字着門、松本重太郎、桑原政、稻垣徹之進、余カ帰着ヲ待受ケタリ。則田川採炭坑入札ノ結果トシテ明治炭坑ニ所有トセンニ、谷茂平、今西ノ権ヲ買収云々ノ事ニ及ブ。谷茂平ハ……之ガ買収ノ見込ナキヲ以テ寧口三口合併セン事ヲ説ク。先ツ之ニ決シ谷茂ニ談判ノ事ヲ引受リ……谷茂平ニ説ク。其然ルベキヲ諾セリ」

明治32年6月29日

「此日、豊州鉄道会社炭坑部売却之件ニ関シ重役会日ナルヲ以テ、午前八字過、福島良助ヲ東横堀ニ訪フ。午後入札者トノ交渉ヲ始ムベキヲ通告シ来リタリ。稻垣、谷同行。堺卯ニ至ル。今西、後シテ来レリ。午後五字、売却委員トシテ松本重太郎、福島良助、西田伸右エ門、村野山人ト会見ス。是ヨリ先キ入札者連帯ヲ以テ坑山代価百拾九万五千円、利息七朱トシテ七ヶ年賦トセン」⁽⁵²⁾申出置キタリ。之ニ対シ会社ハ利息ハ請求ノ如ク七朱ト定メ、代価壱百弐拾万円、年賦五年ト議決セル旨ヲ談ズ。尚総会前明日一

日ノ猶予アリ。翌朝回答スルモ支ナシト伝エタルヲ以テ三十日午前会見ヲ約ス」

明治32年6月30日

「午前九字、堺卯ニ到ル。今西、稻垣、谷茂及余トス。我ハ是非ニ七年賦ニセン」ヲ望ム。他ハ会社ノ望ニ応ス。年賦短縮論ハ福島ガ主張ニ係ルト信シラル。依テ頻リニ彼ニ論鋒ヲ試ミ、決極六年賦ト爰ニ一決ス……」

明治32年7月2日

「午前十字、伝法家ニ会シ明治炭坑会社重役会ヲ開ク。松本、桑原ハ専ラ明治炭坑会社ヲ拡張シ、田川採炭会社ヲ合併スペキ希望アリト雖、谷茂平ガ株式会社ニ反対ナルベキ昭ニタルヲ説キ、其三分ノ二ノ権利ヲ明治炭坑ニ引受ケ、稻垣、今西若シクハ余ガ名義ヲ以テ採炭会社跡営業之画策ヲナスペキヲ期シ、先ツ明治炭坑会社ノ名義ヲ利用シ金融ヲナス」ニ決ス」

以上から、田川採炭をめぐっては譲渡金額や代金支払期間に関して中々調整ができなかったようであるが、同年7月1日の豊州鉄道会社臨時総会で売却が可決された⁽⁵²⁾。そして、明治炭坑としては田川採炭を合併しようとしていたことが窺える。稻垣は安川の代理人で後に同坑の専務取締役になり、今西は明治炭坑の重役であったから当然のことと思えるが、計算外は谷の参加であった。谷の参加により合併が困難となり、さしあたり明治炭坑は今西と稻垣の権利を受け同社の名義を利用しながら田川採炭の経営にあたっていくことになる。しかし、明治炭坑側にすれば田川採炭の完全所有は将来的にも必要であり、谷との話し合いが進められていく。このことが田川の所有権をめぐっての内紛の一因となり、後に三井への譲渡へとつながっていくのである。

明治32年7月12日

「稻垣、谷ト余カ宅ニ会シ、田川採炭会社引受ニ關スル」ヲ議ス」

明治32年7月13日

「豊州鉄道会社書記上田某、福島、桑原ガ命ヲ含テ来ル。其事業休止ニヨツテ稼人凡四千ノ処分ニ關シ憂慮ノ」ヲ告来ル。依テ再議シ、門司地面明ケ渡シ期、納屋頭廃止等ノ条件ヲ付シ四尺坑ノ採掘ヲ繼續スヘキヲ答フ。

夜、宮河良一追使者トシテ来ル」

(欄外—「此記事ハ十二日ナリシ」とある。)

この内容からして、やはり労務管理上の問題を引きずっていることが分かる⁽⁵³⁾。

明治32年7月29日

「午前□字過、今西來訪。少シク談話セシニ、甲斐宗治来レリ（麻生、仙石来リテ本宅ニ待テリ）。田川採炭坑ニ於ル谷茂平ト約定ニ関シ談スル処アリ。則チ入札者三名以外ニ余ガ名称ヲ掲グベキヲ申込ミタリ為ニ谷及甲斐ハ宮崎ニ説クベシトテ馬闕ニ到レリ……」

明治32年7月31

「午前、甲斐宗治来ル。谷茂談判調ハザルヲ告グ。余ハ大ニ其不徳ヲ責メ或ハ豊州鉄道ニ対シ之カ解約則チ入金ヲ拠棄シ断然タル処決ヲナサム可ラザルヲ以テス。午後、久保太郎ヲ招キ其顛末ヲ告ゲ、谷茂談判ニ掛ラシム。漸クニシテ坑業ノ専務ハ之ヲ稻垣ニ托シ専務ノ任ニ当ラシメ、余及今西、谷ハ坑業ノ評議者トシテ常ニ稻垣専務ノ質議ニ応答シ、若意見數岐ニ分レタル時ハ余ガ裁決ニ任スルモノニ決シ、名義ハ稻垣ヲシテ余ニ譲ラシムルモノニ決定セリ……」

明治32年8月2日

塚本弁護士に「……田川採炭組ノ契約書ヲ草セン事ヲ乞フ……」

明治32年8月3日

「午前、今西、稻垣、坑場ヨリ来ル。午後、塚本来ル、草案ヲ始ム。先ツ今西、谷、余之正面組合トシテノ契約書ヲ成セリ」

明治32年8月23日

「午後0字三十分、梅田着。五字、伝法家ニ明治重役会ニ赴ク。専ラ田川採炭坑ニ対スル評議ヲナス。組合人中谷茂平ナル者、会社組織ニ対シ不同意ヲ極ムルニ因ル。松本重太郎ヲ初メ会社、則明治炭坑ニ合同セシ事ヲ期セシモ不成。故ニ余ハ暫ク今西、谷、余ト三名組合業ト業務担当トシテ稻垣徹之進ニ一任スペキヲ谷ニ勧誘センモノ以テス。末タ議決セズシテ、明

日松本ヲ訪「ニシタリ」

明治32年8月24日

「……今西、山本来訪ス。本日松本ニ同行セン「ヲ乞フ。其大意ハ谷茂平ニシテ稻垣ニ一任シ得ズ、或ハ自ラ其坑務ニ任せシトセバ断然一方ニ買受ケノ「ヲ決シ、之ヲ豊州鉄道会社ニ申込ムベキヲ決セシ。若シ穩カニ我ガ為ス処ニ遵法一任セバ此組織ノ儘トシテ明治炭坑会社ハ今西、小生ヲ代表トシテ田川組合業ヲ經營セシムル「ニ内議シ、明後二十六日ノ重役会議ヲ俟テ決スベキヲ約ス。午後、伝法家ニ桑原、山周ト会ス」

明治32年8月26日

明治炭坑重役会を開き、「……議事ハ田川郡採炭坑組織ノ件、則今西、余ヲ以テ明治ノ代表者トシテ組合組織ヲ以テ營業スル事ニ決ス……」

明治32年8月27日

「午前八字、甲斐宗治ヲ訪ヒ谷茂ノ底意ヲ訪フ。彼ハ今西ノ権利ヲ買収シ余ト組合タラン「ヲ望メリト。然レモ余カ該坑ヲ見捨ルニアザレバ買収ノ可ナラザルヲ説キシニ、谷ハ或ハ売ルベキカト云エリ。因テ帰後聊熟慮スル所アリ。久保太郎、甲斐宗治ニ密議スペキ考案ハ胸間ニ浮動シ来リタリ……」

明治32年9月28日

田川を「……畢竟多数ノ合資会社ニ変スル事ハ谷カ到底承諾スペキ兆ナシ」以上のように、谷との交渉は進展せず、稻垣の名義を安川に変えた後、今西、谷、安川の3名で組合業のまま經營を続けていくのである。さらに、組合業の契約を解除した場合の法律的な問題について話し合ったり⁽⁵⁴⁾、合資会社へ変更した場合の定款の作成の依頼等⁽⁵⁵⁾、組合業としての継続を否定している。勿論、谷茂平も組織改革について協議に参加等はしているが、經營支配権を譲渡しようとする考えはなく、結局は旧態のままであった。

このような状況から、12月に入ると明治炭坑内部で田川採炭を放棄する話が進められていたようであり、明治32年12月23日、明治炭坑会社は田川から手を引く決定をした。

「 写 明治三十二年十二月廿三日 於伝法屋^(マヤ)

重役会

出席者

桑原 政	印
野田 吉兵衛	印
松本 重太郎	印
甲斐 宗治	印

議案

一 田川採炭坑ニ関スル事件ハ追々長引当会社ニ取り不都合少ナカラサルニ付此際如何所分スヘキヤ

議決

此際断然代表者安川・今西両氏名義ノ権利ヲ他ニ売却シ当会社ノ関係ヲ絶ツ事

一 今西林三郎氏振出安川敬一郎氏宛当会社ノ裏書シタル本年十二月廿五日限約束手形金壱万五千円ヲ第百三十銀行へ返済方所分ノ件

議決

同金額ノ手形ヲ領収シテ当会社ヨリ一時立換支払ヲ為ス事

以上」

なお、この「写」は明治33年末と同34年1月1日の間にあり、32年12月23日に重役会が開かれた記述はない。この時安川は福岡に滞在しており、この重役会の開催が一部の者で行なわれたのか、また安川がそのことを認知していたかどうかは分らない。しかし、これまでの経過からしておそらく連絡は入っていたと推測される。

ともあれ明治炭坑側の決定は、安川、谷にとって個人的引き受けか、又は売却かの決断を迫られることになる。最もこの明治炭坑の決定は経営主体側のみの問題だけでなく、先に述べたような組織内の問題、つまり納屋制度の問題等も絡んでいたと思われる。

明治33年1月4日

「此夕、桑原政来ル、談、田川ニ及ブ。余ハ黒田（黒田家…引用者）ニ
引受シトヲ試ムベキヲ答フ」（欄外に記されている）

明治33年1月5日

「午前、白土善太郎ト田川引受ニ関シ協議ス。以来難局ナルヲ以テ先ツ進
ンデ引受ケザルトニ決意ス。午後、桑原、山周（山本周太郎…引用者）
ト共ニ来ル。若シ谷茂平ニシテ引受バ如何ナル条件ナルベキヤ、山周ヲシ
テ真意ヲ叩クベシト。余ハ甚早計無益ナルヲ主張シタリト雖強テ乞フ。余
ハ甚意ニ任ス」

明治33年1月11日

「午前九字、松本ヲ訪ヒ、田川採炭坑ニ関シ胸襟ヲ披テ語ル。他ニ余カ意
見ニ異ナル処ナシ。転シテ福島良介ヲ訪ヒ、炭坑ノ顛末ヲ語リ、豊州鉄道
会社重役トシテノ意見ヲ叩ク。谷証書ノミニ信ヲ置ク能ハザル旨ヲ陳ベタ
リ。午後、伝法家ニ重役会ニ赴ク。先ツ明治炭坑トシテ最底貳拾万円ノ利
益ヲ取得セバ確実ナル相手タラバ売却セントニ決ス……」

明治33年1月12日

「午前、稻垣徹ト門倉ニ密談ス。余ガ田川ヲ引受ルトニ関シテハ勧誘ノ意
薄弱、是レ同坑ニ一之疑怪ノ点アルヲ以テ也。余ハ爰ニ東京談判成否ニヨ
ツテ谷トノ交渉ニ如何ナル点ヲ以テスベキヤヲ意決シタリ……」

明治33年1月19日

団と「田川採炭坑処分ノ談ニ及ブ。彼ノ語調、三井ニ十分ノ望アルヲ察ス
ルニ足ル。価額ニ於テ余ノ望ム所ト十万円ノ差アリ。此談判ハ必ス成功ス
ベキヲトス……」

明治33年1月20日

「午前九字、茅町岩崎ヲ訪フ。談偶田川ノ事ニ及ブ。貳百万円ヲ以買ハザ
ルヤヲ戯ル。該坑ニ関シテ望ナキニアラザルヲ察スト雖、価額甚ダ察兼ル
ベキヲ思フ……」

明治33年1月22日

「午前十字式十分、梅田着。午前、久保太郎來訪、谷上坂ノ事聞ク。其要スルニ山周ガ田川坑ヲ明治ガ売却ノ件ニ付、谷ハ引受ノ決心ヲナシテ来ル旨ヲ以テス。去レ尙余ハ□斯暴断アルベキニアラザル旨、且東京談判必シモ望ナキニアラサルヲ以テ、谷ガ同意ヲ好ム主意ヲ陳ブ……三字過、松本重太郎ニ百三十銀行ニ面会シ、田川坑ノ事東京ニ望ナキニアラサルヲ陳ベ、暫ク我意ニ任セン」⁽⁵⁵⁾以テス。四字、明治炭坑總会ニ出席ス」

以上から、明治炭坑は重役会で最低20万円以上の売却利益を想定していること、安川は白土善太郎や稻垣と協議し、田川引受を決心したが、稻垣は「同坑ニ一之疑怪」という事で引き受けには積極的ではなかったこと、そして谷も田川の権利を買収しようとしていたことが分かる。

稻垣のここでいう「同坑ニ一之疑怪」がどういう内容なのかは分からないが、安川の同坑引き受けの決意がこれによって変化した。恐らく、敬一郎としても田川の複雑さは懸念されるところであり、また、明治炭坑株の買収をひかえているということも変化の一因であろう。何故谷に売却しようとしなかったのかは不明であるが、安川はその後三井や三菱と交渉を行ない、東京での売却を第一に置き、これに谷を同意させるように動いていた。

しかし、この譲渡先についても「甲斐來訪、彼ハ三井ニ売却ノ事ヲ好マザルノ語氣アリ」⁽⁵⁶⁾とみられるように、必ずしも意見が一致していたわけではない。しかし、田川をめぐっては事態は收拾できず、それぞれが思惑の相手と交渉していたようで、安川も「畢竟三井ニ意アラバ極秘ニ事ヲ決シ谷等ニ着手セン」⁽⁵⁷⁾と事を運ぼうとしていた。

そして2月2日、三井に買収の兆しが充分見え始め⁽⁵⁸⁾、3月3日、「午前、桑原、山際來訪。採炭坑結末ニ關セルナリ。高橋達、谷ト談話。三井ノ決極百七十七万円ニ応スルヤ否ヲ議シ、谷ガ之ニ応スペキヲ以テス。桑原ハ因ヨリ無異議、余モ亦煩累多キヲ以テ投出スニ決ス」⁽⁵⁹⁾と、ここに三井への売却が決定するのである。しかし、その価格については「畢竟十余万円ノ廉価ナルベキヲ思フ」⁽⁶⁰⁾とみられるように、必ずしも満足したものではなかった。

利益の分配については、次のように協議している。

明治33年3月8日

「午前八字五十分、松本重太郎ヲ訪ヒ、壳炭坑ノ詳細ヲ語リ、本日重役会ニ之カ处分ノ標決意見ヲ糺ス。答ルニ明治炭坑株主ニ対シ壳株ニ付キ五円ヲ以テセハ如何ト。彼ハ曾テ余ガ上京ニ際シ、重役ト株主トニ折半位ヲ以テ至当ト言エリ。桑原亦在京中此事ヲ以テス。依テ其意見ノ二三ニセルヲ詰リ折半説ニ同意見セシム。十字、伝法家ニ到ル。繼テ桑原、甲斐来ル。野田、松本、今西ノ來会、十一字ニ達セリ。直会談ヲ始ム。余ハ在京中交渉ノ巨細ヲ省略シ、調談ノ要ヲ^(摘要)演、則四拾壹万六千六百円ノ利益ヨリ、金子、高橋坑員等ノ賞与準備トシテ貳万六千余円ヲ控徐シ、残高凡參拾九万円トス。此三分ノ貳ヲ明治ノ利益トシ、貳拾六万円、此内利子払壳万七、八千円アリ。稻垣ガ田川ニ於ル技師ノ職トシテ壹万五千円ヲ酬ヒ五千円以下ヲ尚坑員賞ト仮定シ、残高貳拾貳万余円ト立テ、之ガ折半シ、重役、株主ト等分ニ配当スペキ方針ヲ確定ス。明治壳株ニ八円宛トスル件ハ拾壹万貳千円、重役ノ内四人〔松本、桑原、今西、安川〕六万円、外五人五万円〔稻、^(マヤ)今西、山本、野田、麻生〕ト云フ事ヲ確定ス。是ニヨツテ、三井ヨリ入金次第壳百株以上ノ株主ヲ招集シ之ガ处分ヲ協議ニ附セン」ニ決ス。

午後二字、退出ス」

安川は「自己営業ニ関シテ田川採炭組炭坑ヲ三井ニ売却是也。全組ハ明治炭坑会社ノ片影ナルノ故ヲ以テ余ハ大ニ之カ力ヲ尽サニ可ラズト雖、其内部頗ル面倒ノ事情纏綿セルニ因リ」売却の方向にむかったが、「上京中団琢磨ノ同意ヲ得、明治ノ利益貳拾五万円許ノ利益ヲ斂メ譲渡シタリ。然レモ其大部^(ハカ)明治重役ノ占ムル処トナリタリ」⁽⁶¹⁾と記している。同坑の売却により「相当程度の利益を明治会社に取得」⁽⁶²⁾したため資金調達という点からすれば少なからぬものがあったといわれるが、実際は安川が田川採炭組を経営できなかった無念さがにじみ出ていると共に、売却した利益が明治炭坑の事業資金としてではなく、その重役に渡ったことに不満があったようである。国家公益のための事業経営という思想が強い安川にとって、このことは不本意であったと思われる。

明治炭坑の一手引き受けの背景には、このような田川をめぐる問題なども絡んでいたと推測できる。そして明治炭坑の株式買収を始めるのであるが、ここで平岡浩太郎との共同経営の赤池炭坑の引き受けという思わぬ事態が発生するのである。

③ 赤池炭坑の買収

赤池炭坑は1888（明治21）年に赤池選定鉱区を平岡浩太郎と安川敬一郎の共同出願により、翌年から立坑開鑿に着手し両者の共同経営の炭坑としてスタートした。1901（明治34）年に平岡が別の者と共同経営で行っていた豊国炭坑を単独で経営するのを機会に、平岡は安川へ赤池炭坑の権利を譲渡し、以後、同坑は安川の個人所有となった。

しかし、赤池炭坑については、安川は最初から引き受けを決意していたわけではない。『安川日記』によれば、1900（明治33）年4月頃からその方針について検討を始めた。

明治33年4月19日

「午前、松本健次ト財政方針ヲ談ス。午後一字、平岡、児島来ル。赤池坑ニ関スル重要ノ談話ヲナシ、其方針ヲ一定シ、他日徐々ニ画策スベキヲ期ス」

明治33年9月24日

三井鉱山に団を訪れ、「……赤池炭坑山ニ関スル相談ヲ開ク。彼苦考スル処アリタル末、麻布ノ翁（井上馨…引用者）ニ相試ミテハ如何ト。則ニ余ハ直接ニ陳情スル事ニ決ス……」

明治33年9月26日

井上に「……赤池炭坑売却ノ主意ヲ陳ベ、三井ニ交渉セン」ヲ望ム。此件ハ重テ深重ニ考置ベシト伝エリ……」

さらに、1901（明治34）年1月30日、2月1日、3日には三菱との交渉を始めたようである。しかし、その交渉ははかばかしくなく、「仙石來訪、赤池坑ニ対スル岩崎ニ申込ミ之成立無見込」伝フ。畢竟經濟界不穏ノ兆アルニヨルモ

ノ、如シ」⁽⁶³⁾ とみられるように、交渉は成立しないまま終える。この時期、安川は明治炭坑株買取りの進行中なので、大資本への売却の方向で話を進めていたと思われる。しかし、交渉不成立の結果、児島哲太郎や白土善太郎と善後策を練っている。

明治34年3月10日

「……児島哲太郎赤池ヨリ来ル。岩崎談不結果ニ因リ善後策及坑区全体ノ
「ニ付意見ヲ訪ヒ、大城坑トノ関係及調査ニ付白土善太郎ト会見ノ要アリ。
十四日ヲ期ス」

明治34年3月14日

「午前、白土來訪。直チニ赤池・大城両坑ノ大勢ヲ質ス。零時後、児島來
ル。午後専ラ未来ノ利害得喪ヲ討議ス。畢竟両坑各別ノ事業ニ不利多キヲ
見ル。尚他ニ調査ノ要アリ。白土、二週間ヲ期シ報告スペキヲ約ス。両氏
一諾ス」

以上から推測するに、安川は3月頃から赤池を引き受ける決心をしていたよ
うである。資金難にもかかわらず、何故赤池の引き受けを決意したのか、その
理由は分らない。しかも、この問題についても、条件や価格の面ですんなりと
はいかなかったようである。

明治34年4月30日

「午前、平岡来リ。赤池坑讓与ハ大フケヲ残シ七拾五万円ノ申込ナルモ寧
ロ全部ヲ総括シテ九拾万円ニセン」ヲ希望スト陳ゼリ……」

明治34年5月10日

「午前八字十八分発、栗野、高橋等ト出福ス。山際、大野等ニ会話。赤池
坑受与ニ關シ宇美坑区ヲ平岡ニ讓与ノ一項アリ。余ハ甚其不道理ナルヲ説
ク……」

明治34年5月11日

「午前、大野來談中山際ヲ招キ巨細ニ協議。先大野ヲシテ平岡ニ説カシメ、
午後山際モ平岡ヲ訪ヒ懇談セリト。午後……再度山際ハ平岡トノ談判ヲ了
テ来レリ。大野來会、大議ヲ決ス。赤池坑山ヲ八拾万トシ、我レヨリ出銀

セル宇美坑区代ハ出資ノ如何ニ不拘壹万円ヲ払フヘシヲ決ス……」

『社史 明治鉱業株式会社』では、平岡に40万円支払ったとされているが⁽⁶⁴⁾、『安川日記』では80万円となっており、しかも宇美坑区を譲る条件まで付いていた。なお、宇美坑区については安川が所有していたかどうかは不明であり、この経緯については明らかにしえない。

また、『赤池鉱山一斑』の「将来」の中では、赤池鉱区の優良性が述べられている⁽⁶⁵⁾。

この『赤池鉱山一斑』は、少なくともその一部分、すなわちその「将来」にあたる部分は安川自身の考えがかなり反映されている節がある。そこでは石炭業を次のように捉えている。

「……石炭ハ物質的文明ノ基礎ニシテ国家富強ノ本源タルハ既ニ天下ノ公論タリ故ニ鉱業ヲ興シ利益ヲ謀ルハ所謂國利民福ヲ増進スル所以ニシテ只ニ一己ノ私利ニアラス此ヲ以テ鉱業ニ従事スルモノハ誠意以テ完掘ヲ他日ニ奏シ毫末モ遺利ナカラシメン事ヲ經綸セサルベカラス而シテ今後數十年間採掘ノ寿ヲ保ツ本鉱山ヲ維持シ拮据經營事業ノ整理ヲ期スル我任ヤ重ク我道ヤ遠シト云フヘシ……」⁽⁶⁶⁾

これと同じような内容や言葉遣いは敬一郎の言葉を纏めた『撫松餘韻』中でも随所にみられる。仮にこの「将来」の部分が敬一郎の手によるものとすれば、資金繰りが苦しいにもかかわらず赤池炭坑を引き受けたのは、同鉱区の優良性と、一つには彼の独特な理念にもよるものとみることができる。

とは言え、「未来ノ利害得喪」について討議をし、調査によって「大ニ赤池坑ノ価値ヲ高メタル如シ」⁽⁶⁷⁾ という見方をしている以上採算にある程度確信をもっていたのであろう。

1901（明治34）年、赤池炭坑の平岡浩太郎の持株と明治炭坑株式会社の大蔵側の株式の買い取りが重なったときは極度の資金不足になり、資金調達に奔走した。

明治34年5月16日

松本重太郎によれば「百三十銀行ノ如キ融通ノ余地ナシト。現今ニテハ住

友ヲ除キテハ他ニ融通ノ道ナカルベキヲ説ケリ。先ツ桑原ヲシテ田辺ヲ説カシムベシト約ス。午後、日本生命保険会社ニ片岡直温ヲ訪フ。帰途、桑原事務所ニ田辺会見ノ結果ヲ問フ。赤池炭坑抵当トシテ之借用敢テ望ナキニアラズ。河上謹一ノ賛成ヲ得ルヲ要ス云々」

明治34年6月11日

「午前九字、松本重太郎ヲ訪ヒ、炭坑買収金談不調ヲ以テス……」⁽⁶⁸⁾

明治34年6月15日

「此日、赤池炭坑引受ケニ関シ、手形振出シ各銀行応対ノ準備ヲ議ス」

明治34年6月18日

「零時十二分発ニテ出門。日本銀行及帝商銀行ヲ訪フテ我支店ニ入ル。軒テ日本銀行ヨリ十五万円ヲ極度トシテ手形ノ融通ヲナスベキヲ伝フ。蓋帝商、百三十、三井、住友四行ノ手ヲ経ルヲ要スト。□字、平岡、山本太郎、児島、坂田、吉田、大野、光田、井生等ト渡闊、藤野ニ晩餐会ヲ催シ明日書類ノ調製ヲ為スベキヲ約ス」

以上のように、日本銀行副総裁の高橋是清に談判し、日銀門司支店から15万円を限度として手形割引の承認をとりつけ、帝国商業銀行、三井銀行、百三十銀行、住友銀行等を通じて融資を受け、同年6月19日に赤池炭坑は安川の専有となった。⁽⁶⁹⁾

さて、安川の所有鉱区については表3のようになっている。なお、原資料には、年度毎に「鉱区主」、「鉱業権者」または「採掘権者」（いずれも所有者）と「鉱業人」（採掘営業者）の項目別の欄があるが、ここではいずれか一方でも安川敬一郎、松本潜、松本健次郎名であれば表に加えている（共同名義の場合も同様である）。

番号は特許・借区番号または特許・登録番号である。この番号の内、「579」は明治第一坑であり、1902（明治35）年から番号「6561」へと変更されたものと思われる。また、明治28年の鉱区は210.691坪であるが、これは本来421.381坪であり、同鉱区が安川と岩井伴七の折半契約になっていたためと思われる。番号「4551」は横田炭坑で、「4304」は第三坑と思われる。「1408」は高雄炭坑、

表3 安川・松本所有鉱区 (単位 坪)

番号	明治28	明治32	明治33	明治34	明治35	明治36	明治37	明治39	明治40
4304		(*) 88,603	(*) 76,142	(*) 76,142	(*) 76,142	112,753	102,818	102,818	102,818
5408		(*) 466,049	(*) 466,049	(*) 466,049	(*) 469,440	481,616	481,616	481,616	481,616
6561					(*) 483,926	483,926	483,926	483,926	483,926
7182						760,346	760,346	760,346	760,346
2551						15,147	15,147	15,147	15,147
2575				(*) 223,460	(*) 223,460	223,460	206,955	206,955	206,955
1757	544,170	544,170	529,215	529,215	529,215	536,694	536,694	536,694	
3160		10,130	10,130	10,130	11,514	11,514	11,514	11,514	
3270	30,435	30,435	30,435	32,435	32,725	32,725	32,725	32,725	
5093		340,538	340,538	340,538	347,493	347,493	347,493	347,493	
7719							906,789	906,789	
417									1,877,447
7947								511,012	511,012
579	210,691	(*) 421,381	(*) 421,381	(*) 421,381					
6							23,276	23,276	
135			151,997	167,580	167,580	167,580			25,713
412					51,133				
1128									
1408	725,062	725,062							
1741	36,775	36,775	36,775	36,775	34,048	34,048	53,493	53,493	53,493
2540	1,616								
4323		34,500	34,500	34,500	128,797	128,797	128,797	128,797	128,797
4551		106,140	107,035						
4690		117,200	117,200	122,883	122,883	122,883	122,883	122,883	122,883
4876		16,160	16,160	16,160	10,232				
5061		279,520	279,520	279,520	285,738				
5094		369,967	369,567	369,567	365,798				
5996				217,963	217,963	217,963			
6070	117,199								
6145					159,053	159,053	159,053	159,053	159,053
6192					580,054	580,054			
6427					37,893				
7060						1,082,693			
合計	1,665,948	3,586,630	2,986,644	3,344,298	4,335,087	5,498,745	4,373,525	4,884,537	4,929,206

備考：(*)は明治炭坑名義である。

出所：筑豊石炭鉱業組合「筑豊五郡石炭鉱区一覧表」九州大学石炭研究資料センター編集発行『石炭研究資料叢書』第13輯・14輯・15輯、1992年～1994年より作成。

「1757」は赤池炭坑である。

この表からすれば、1903（明治36）年までは鉱区は増加傾向にあり、翌年に減少するがそれ以降は再び増加傾向を示している。しかしながら、この鉱区には採掘をしていないものもあり、鉱区所有がそのまま石炭販売による収入増加に結び付くとは言えないであろう。その意味では、明治炭坑と赤池炭坑の堅実性は重要なものとなってくる。

表4は主要炭坑の出炭高を示したものである。1902（明治35）年までをみると、安川・松本家にとって明治20年代後半から同31年にかけての赤池、相田炭坑（高雄炭坑）の比重が極めて高いことが知れよう。しかし、赤池炭坑は明治31年以降は停滞的であり、明治炭坑のみが増加傾向を示している。

次に明治炭坑の貸借対照表を整理したものが表5である。

資本・負債勘定の総額は67万円余から125万円余に増加している。その内容は明治32年までは拡張費の比重が高く、それ以降は地所建物、機械設備への投資が伸びており、増加した資金は設備投資の類いに当てられていたと思われる。この点は表4の明治坑（第一坑）の出炭額の増加からみても明らかであろう。

ところで、これらの所要資金の増加は、増資払込み、積立金のほか、特に1899（明治32）年以降、社債の発行によって補っている。「預ヶ金」或いは「銀行勘定」は、1900（明治33）年までは増減が激しいが、それ以降は増加している。また、利益の大部分は配当に回されており、積立金への比重はさほど重くない。

こうしてみると、同坑は明治第一坑での火災があった1897年を除くと、かなり安定した利益をあげていると言えるであろう。また、収入総額の内訳は不明であるが、当然その大部分は石炭売り上げ代金と思われ、金額的にもかなりの水準で持続している。これは、出炭量の増加及び炭価が高位に安定していることがその理由であろう。したがって、明治炭坑の経営内容としてはかなり安定したものであり、一応共同出資方式は成功したと言えるであろう。しかし、それは経営拡大のために内部留保をするのでなく、配当金を主体とする構造であった。

表4 主要炭坑の出炭高

(単位 トン)

年 次	赤 池	明 治	相 田	豊 国	田 川
明治23年	8,715				
24	58,893	56,092	30,393		23,837
25	31,404				
26	87,358		43,296		70,266
27	139,313	94,590	96,774	70,278	43,326
28	159,373	94,052	173,658	66,641	54,269
29	146,404		132,344	69,949	76,834
30	165,603	58,715	164,480	96,211	184,173
31	176,762	161,266	157,775	111,656	300,508
32	154,730	207,130		94,974	211,745
33	154,547	279,676		160,909	253,962
34	171,607	397,471		138,652	
35	119,679	412,139		128,213	
36	119,210	454,285		187,518	
37	109,880	448,545		218,904	
38	190,768	431,842		222,504	
39	161,853	393,433		239,629	
40	158,593	412,247		174,558	

備考：原資料で単位が斤位の場合は、1万斤 = 6トンで換算した。

出所：赤池坑は明治鉱業株式会社史編纂委員会『社史 明治鉱業株式会社』明治鉱業株式会社、1957年、400頁、明治坑（明治24年及び31～40年）、豊国（明治36～40年）及び田川（明治30,32,33年）は『明治工業史』（鉱業編）日本工学会、1930年、658頁、田川・相田坑の明治24年は『北九州市史』近代・現代〔産業経済Ⅱ〕、1992年、31頁、それ以外は『福岡県勵業年報』、「筑豊五郡石炭鉱区一覧表」（九州大学石炭研究資料センター編集発行『石炭研究資料叢書』第13～15輯、1992～1994年）による。

高雄炭坑の八幡製鉄所への譲渡後、明治炭坑の優良性こそが安川にとって唯一の財産であったが、さらに田川採炭を買収することで高雄に変わる炭坑を補おうとしたのではないかと思われる。しかし、田川採炭は結局三井へ売却することになり、ここで安川は明治炭坑の大坂株主の全持株の買取りに入っていくのであるが赤池炭坑の引き受けが同時期に重なったことにより、さすがに資金的に限界であった。都市銀行からの資金調達が不可能になると、政府の金融機関を通じてこれを補った。安川の人脈の幅の広さと共に、政治家としての姿が知れる。すなわち、民間の金融機関であれ政府の金融機関であれ、苦境を脱するにあたり、利用できるものを最大限に利用している。そういう意味では資本家である。

ともあれ、資本調達についてある程度目処が立ち、赤池炭坑の問題に区切りがつくと、明治炭坑の最終的な調整に入った。

明治34年7月5日

表5 明治炭坑株式会社の主要勘定 (単位 円)

科 目	30年下期	31年上期	31年下期	32年上期	32年下期	33年上期	34年上期	34年下期	35年上期
払込資本金	390,000	550,000	627,500	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000
積立金	7,500	15,100	30,100	51,100	*106,400	*121,930	*142,400	*172,400	*192,400
別途積立金				15,000					15,000
社債	—	—	—	150,000	150,000	150,000	150,000	135,000	120,000
借入金	27,000	62,003	74,053	—	—	26,000	—		
支払手形				10,015					
切符交換未済金	3,060	4,949	6,626	6,774					
坑区	134,756	213,711	213,711	353,353	413,378	362,737	411,637	362,737	362,737
地所建物	15,286	20,379	20,655	20,979	229,103	247,695	282,261	281,806	281,806
機械設備	77,260	93,340	94,435	94,567	187,343	211,863	243,041	221,581	221,309
拡張費	156,160	259,447	460,142	478,705	101,509	67,649	—	—	—
第一坑	24,373	65,843	94,179	105,544					
第二坑	131,787	178,063	317,554	267,152					
第三坑	—	15,542	48,409	106,009					
倉庫物品	43,509	44,708	49,822	46,112	2,390	34,911	19,789	24,947	20,840
船舶貸付金	1,916	3,384	365	3,777					
坑夫貸付金	4,016	6,112	7,296	7,745					
石炭代未収金	20,762	35,623	22,998	24,126	*12,026	*38,937	**24,561	*30,759	**8,331
残炭見積金	—	40,820	26,669	17,901					
有価証券	900	900	900	—		228	25,500	30,880	39,560
銀行勘定	1,194	1,015	20,337	101,330	32,708	8,688	***91,741	***124,560	***238,754
現金	672	4,405	15,528	8,373	4,037	11,356	2,920	3,543	11,456
貸借合計	676,122	888,542	935,996	1,036,150	1,066,788	1,082,129	1,183,160	1,212,403	1,251,711
収入	97,320	334,696	463,631	465,188	386,858	444,824	687,146	848,451	789,423
支出	75,141	263,631	358,741	363,953	304,634	393,019	556,385	728,250	658,267
償却金					15,000	10,000			
当期純益	22,178	71,065	104,890	101,235	67,223	41,805	130,761	120,200	131,156
前期繰越金	15,399	139	2,340	260	3,023	2,746	4,712	4,973	12,073
当期利益金	37,577	71,204	107,230	101,495	70,246	44,551	135,473	125,173	143,229
積立金	7,600	15,000	21,000	20,300	5,000	3,000	25,000	15,000	15,000
別途積立金			15,000	10,000	5,000	3,000	5,000	20,000	15,000
配当準備金				10,000	5,000	—			25,000
役員賞与	3,750	7,100	10,480	8,090	—	—	13,000	8,100	8,000
配当金	26,088	46,764	60,490	50,082	52,500	35,000	87,500	70,000	70,000
配当率	1.5	1.8	2.0	1.5	1.5	1.0	2.5	2.0	2.0
繰越金	139	2,340	260	3,023	2,746	3,552	4,973	12,073	10,229

(注) : 1. 『門司新報』掲載の「各期営業報告」(広告)による。

2. *印は「諸積立金」、**印は「貯炭並ニ廻送中石炭」、***印は「預ヶ金」

出所: 『北九州市史』近代・現代〔産業経済 I 〕、1991年、212~213頁より引用。

「午前、桑原ヲ訪、明治之改正案ヲ議ス。重役ノ減員、本社ノ移転、賞与法ノ改正及定款ヨリ賞与ノ削除ヲ求ム」

明治34年7月6日

「午前、桑原来り。明治定款改正案ハ松本ト協定、重役賞与之一項ハ存置
スペシト云エリ。午後四字、重役会ヲ伝法家ニ開ク……」

明治34年7月20日

明治炭坑総会を開き、「配当式割半」に決定。

明治34年9月6日

「午後六字、神尾、高津、大城・赤池ノ新設計画ヲ携テ来ル。大抵其要領
ヲ尽シタリ」

明治34年9月17日

「……（午前）十字、児島哲太郎来ル。大城・赤池合併採炭設計図ヲ出シ
談スル処アリ……」

明治34年9月19日

「午前八字十分ニテ、鯨田坑松田ヲ訪、大城・赤池採炭設計図ヲ示シ其意
見ヲ叩ク……」

明治34年10月24日

「……午時、伝法家重役会ニ臨席、十一月二十八日ヲ期シ、受引ヲ遂行ス
ベキ契約調印ヲナス……」

明治34年12月14日

「午後、明治炭坑臨時総会開会。株買収ノ結果トシテ他少修正スル処アリ。
且重役総辞職ノ為メ取締壱名、監査役式名ヲ改選ス。松本健次郎ヲ取締役、
鷹取・小出ヲ監査役ニ推挙ス」

明治35年11月7日

「午前十字半、平岡東京ヨリ帰途伝法家ニ着ノ旨電話。松本重太帰坂ヲモ
聞ク。軽テ同氏ヲ自邸ニ訪ヒ、明治炭坑会社解散之意思アリ。依テ百三十
銀行カ支払保証ニ係社債処分ニ付協議スル処アリ。彼其手続ヲ法律家ニ質
シ回答スペキヲ約ス……」

以上のように、明治34年12月14日には役員改選を行い、翌35年11月30日、会
社を任意解散し個人名義とした⁽⁷⁰⁾。

4. 明治炭坑の個人経営から株式合資会社へ

1902（明治35）年11月、明治炭坑は安川敬一郎の個人所有となり、赤池炭坑も安川の所有となった。

しかし、翌年に発生した赤池炭坑の坑内火災（6月と11月）は少なからぬダメージを与えた。特に11月に発生した火災について、同坑の技師石渡信太郎は次のように回顧している。

「就中赤池ノ火災ハ其火勢ノ猛烈急激ナル炭坑界ノ大火災ニシテ今思ヒ起スモ皮膚ノ粟立チ禁スル能ワス」⁽⁷¹⁾

しかし、この火災は約1カ月間で復旧の目処がたち、これについて「天運トヤ云ハン、人功トヤ云ハン。不可思議ト評シテ可ナルノ最好果ヲ得テ本年元旦ヲ迎エ得タルハ不幸中ノ大幸ナリシ」⁽⁷²⁾ と述べている。

とは言え、しばらくは本来の採掘が出来るものでなく、1905（明治38）年になって「今ヤ坑内危険ノ惧ナキ迄ニ設計確立シタレバ坑業ノ命數ニ於テハ甚^(マヤ)カラズト雖、漸次ニ好成蹟ヲ得ベキ予期トハナシリ」⁽⁷³⁾ というものであった。この間の明治炭坑の営業成績は比較的順調で、また1906（明治39）年頃から赤池の回復の兆しが見えてきたようである。『安川日記』には次の如く記されている。

明治36年11月21日

「午前八字下、明治坑十月迄下半期四ヶ月ノ成蹟ヲ閱ス。予算以上ノ好況ヲ認ム。赤池現下ノ損害ヲ償フテ余リアルベシ……」

明治37年1月9日

「……半期決算ヲ閱スルニ拾弐万弐千円余ノ総益ヲ得タリ。之ニ若松販売部四万円余ノ純益予算ヲ加ヘ十六万余円ノ益金ヲ得タルハ坑務ノ宜シキヲ得タル以テ想フベシ……」

明治38年1月24日

「午前十字三十分発ニテ明治坑ニ到ル。先期決算ヲ檢スルニ坑場計算ニ於テ七万八千八百円余ヲ得タリ。外ニ販売ニテ參万円余ヲ得、先期ノ如キ炭界不況ニ会スルニ、弐坑水災ヲ受ケタルニ不拘、前記ノ収益ヲ獲得シタル

ハ好成蹟ト伝ハサル可ラズ」

明治39年2月13日

「午前、三十八年下半期ノ諸計算ヲ閱ス。先ツ近来ノ好成蹟ヲ得タリ。殊ニ赤池曩年大災以来大ニ革新スル処アリ。本期ニ至リ其効ノ顯著ナルト商況ノ活発ナリシトニヨリ総益式十万余ヲ剩スニ至レリ。本年上半期亦頗ル好況ノ望アレバ坑山原価ノ償却大ニ進捗スペキヲ推算スルヲ得ベシ」

このような状況は安川にとって好結果をもたらした。彼は次のように言う。

明治7年炭坑に關与して以来、「機械ヲ装置シ稍文明的採炭法ヲ用ヒシハ明治廿年ノ大城炭坑開鑿ヲ始トシ廿二年赤池坑開鑿ヲ第弐着トス。然シテ其間殆ト危機一髪ニ迫リシ窮状ニ際会セシ弐回ナリシ。然シテ負債ノ最高ハ殆ド弐百萬円ニ達シタリト雖、時運ノ回転トモ云フベキヤ、所有ノ鉄道株及採掘炭価ノ^(マダ)暴騰ヨリ生スル潤益過大ノ結果、本年九月ニシテ負債ノ全部〔ト云テ然ラン〕ヲ消却シ尽シタルハ事業着手以来未タ曾テ有ラザリシノ現象ヲ呈シタリ。則炭坑ノ如キ事業資産ヲ除キ弐百五拾万円許ノ〔其最大数ハ九鉄・山鉄ノ株券ヲ国有法ノ五朱公債証書ニ換算シタルモノニ不過ト雖〕財産ヲ得タリ。此外本店、門司支店、大阪・神戸支店ニ於ル若干ノ資財アリト雖、是等ハ採炭販売ニ要スル運転ノ小資ニ不過依テ宿望ノ工商学校ニ投スルニ弐百五拾万円ヲ以テシ其建設費ト維持費ニ供スルニ決定ス。其不足額五拾万円ハ松本亡兄ノ遺産額ナリシヲ以テ健次郎ヨリ投資スルニナリタルナリ」⁽⁷⁴⁾

このように、この時期は炭坑の基盤を整えながら、教育産業への投資そして紡績業への進出と、同家は多角的経営を始めるのである。しかし、ここにおいて盟友であった平岡家の所有する豊国炭坑の問題が発生した。

同坑は1896（明治29）年、平岡浩太郎・山本貴三郎の共有であったが、1901（明治34）年5月に平岡の専有となった。資金的には三井へ依存していたが、概観すれば以下のようであった。

1896年には三井内部で同坑へ15万円の資金と、一手販売引き受けの件が可決されており⁽⁷⁵⁾、1898（明治31）年5月にはさらに貸し出しが可決され、同坑からの返済等を差し引き、合計20万円の貸し出しを行っている⁽⁷⁶⁾。翌年6月

には貸金残高は返済があり13万6000円にまでなったが、同坑でガス爆発があり、復旧工事に要する資金として3万円を貸し出している⁽⁷⁷⁾。1900（明治33）年10月までには「坑区ヲ書入トシテ」37万円にまでなったが、三井側にすれば同坑が炭質もよく極めて有望で、相当の純益を上げ危険が全く無いこと、物産で一手販売を永く行いたいことが貸し出しの理由となっている⁽⁷⁸⁾。なお、これまでの貸金は三井物産が行っていたが、同年10月26日の重役会議で三井銀行への振替の評議を行っているようである⁽⁷⁹⁾。

1903（明治36）年6月末現在の同坑への融資は三井銀行が58万2409円、三井物産が32万2206円で合計90万4615円にのぼり、この時点では炭坑に対する貸金としては、貝島に次ぐ金額であった⁽⁸⁰⁾。

平岡浩太郎が1906（明治39）年10月に死去すると安川は直ちに同家の家政について各方面の関係者と善後策を協議し始めた。

明治39年12月13日

「午前九字下、金子男ヲ先鋒トシ余之ニ次キ、団、朝吹、（島田…欄外）、平岡兄弟、井上伯邸ニ会ス。（此間平岡兄弟ヲ除キ…欄外）先ツ余カ起草セル豊国炭坑収益ノ予算ト及負債壱百十余万之償却ヨリ平岡家一統ノ基本トシテ壱百万円ノ積立ヲ収得シ然ル後各部面ニ分配ノ方法并ニ右基金収得後ハ良助・専次ノ專有坑区トシテ営業セシムベキヲ至当トスベキニ就キ議題トシ、先ツ其大体ニ就テハ異論ナシ。負債ニ關シテハ三井ニ要求ノケ条アリ。伯ハ其意ヲ拡充シ、三井ヲシテ尚ノ多額ノ便用出金ヲ乞フト同時ニ豊国炭坑ノ販売権ヲ与フルノ条件トシ、六朱以上ノ負債ハ可及速ニ消還スベキヲ以テス。朝吹氏其旨ヲ懷キ之ヲ三井ニ図ルベキヲ誓ヒ、大体ヲ決シ、是ヨリ平岡兄弟ヲ招キ熟論、将来ヲ教誡スル処アリ……」

明治40年1月8日

「午前、平岡家ノ全負債ニ對シ一時ニ償却スベキモノト漸次ニ償却スベキモノトヲ區別シ、負債ノ全部ヲ豊国炭坑部ニテ責任ヲ持シ、凡四ヶ年余ニシテ全償シ得ベキ予算ヲ立ツ……」

そして、翌年7月には豊国炭坑でガス大爆発があり、炭坑経営の継続の意志

のない平岡家は安川に善後策を託した。安川は三井に買い取ってもらうように交渉を始めるがなかなか埒があかなかったようである。例えば、朝吹の意見を聞くに「坑山引受ケノ談トシテハ益田ノ不在、団ノ入院、尚三井家トシテノ現況商略上如何ト此三点ノ為メ容易ニ決シ兼ヌベシ。故ニ各債権者ニテ復旧工費ヲ貸与シ、平岡氏ノ営業トシツ、引受ケ談ヲ緩々ニ開キタル方得策ニアラズヤ云々」⁽⁸¹⁾、「三井ノ現債ニ対シテハ如何セバ承諾シ呉レルヤヲ談ゼシモ不相変不得要領ナリ」⁽⁸²⁾、井上邸に赴き「豊国ノ惨状ヲ陳スト同時ニ平岡一同ノ希望及余ガ監督トシテモ該炭坑ヲ三井ニ買収シ呉ン^(程)策ノ得タルモノナルヲ詳説シ依頼シタルモ、伯ハ三井ニ対シ或高度ニ於テ之カ引受ヲ談スルハ甚ダ困難、何レニセヨ団ガ細説ヲ得ルニアラザレバ些ノ可談材料ナシト」⁽⁸³⁾といった具合であった。

また、貝島にたいしても豊国の引き受けを試みているが、貝島は「井上伯承諾スルノ機得ベカラザルヲ以テ辞セリ」⁽⁸⁴⁾と断っている。

8月下旬頃から9月中旬頃までは具体的な内容については話し合われなかつたが、下旬になってようやく解決にむけての具体案が話し合われることになる⁽⁸⁵⁾。すなわち、9月21日に平岡、児島、団、朝吹らと話し合い、団は炭量、四尺層に問題がある旨を述べ、朝吹は平岡が更に借金による事業継続を否定した場合、三井が引き受けるかどうか、又他の引き受け者がある場合には平岡の現今の貸し付けに対し、若干の切り捨てをするか等の協議を図った。同月23日には平岡側から条件を提示することが朝吹との間に話し合われ、24日に価格200万円、その内平岡家維持の80万円は明治50年まで3朱で三井が預かり、同51年に支払うという条件を決め翌25日示したが、この案は受け入れられず、安川が三井に提出した条件のまま引き受けることに「即決」した。「該難物ヲ引受ケルト共ニ平岡ニ対スル義務ヲ果スノ覚悟」(9月25日)で「此難物ヲ負ヒ各債権ノ償却ヲ全フシテ後、坑山ノ興廃ニ不拘平岡家ニ対シ八拾万円ノ支出ヲ覚悟」(9月26日)した上であった。結局、同年10月4日、200万円で安川が買収し、また、三井はその債権54万4000円のうち10万円の切り捨てを承諾し、豊国炭坑は安川が引き受けることとなった。

安川としては「奮テ該坑ヲ經營セバ責任ノ重大ニ伴フベキ利益ヲ保留スル能ハズトモ敢テ損失ニ帰スル」モナカルベシ」⁽⁸⁶⁾ と思っていた節もある。しかし「尤モ老熟且熟誠ナル技師ハ豊國ニ於ル經營ヲ下問スルニ際シ、故友平岡氏ノ為メ友誼ノミヲ以テノ御決心ナラバ敢テ御忠言申スノ限リニアラズ、營利若シクハ事業道楽ヲ加味セラル、ナラバ御断念ヲ乞度ト申セシハ至当ノ言ニシテ只余ハ黙謝セリ。則昨日迄御交渉申セシ最後ノ決心更ニ他意アルニアラズ云々」⁽⁸⁷⁾ と述べているところをみると、豊國の引き受けは事業經營という点からすれば安川自身のみならず、内部でも危険視していた。もちろんこの背景には明治専門学校（現国立九州工業大学）の設立、大阪の綿縮工場の設立、明治紡績合資会社の設立等があり、資金的にも限界であったのである。こうしてみると、この引き受けは敬一郎の故友に対する感情からでていると言わざるを得ないであろう。

ともあれ、安川はこれを引き受けたが、結果的には同家の炭坑經營に有利になった。表6・7にみられるように、販売量、販売価格は1909（明治42）年以後、赤池坑が停滞的であるのに対し、豊国坑は明治坑に匹敵するくらいの伸びを示している。

表6 販売数量 (単位 トン)

	明治37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年
明 治	448,475	432,200	342,128	360,836	380,157	333,443	402,905	480,057
赤 池	142,555	190,462	161,788	158,530	145,498	118,229	169,154	172,354
豊 国	255,262	224,815	216,741	155,893	105,271	146,074	216,202	340,382

出所：『福岡県統計書』各年次による。

表7 販売価格 (単位 円)

	明治37年	38年	39年	40年	41年	42年	43年	44年
明 治	1,196,964	1,472,776	1,565,228	1,417,710	1,473,899	1,524,701	1,599,868	1,799,672
赤 池	329,287	584,064	660,274	544,890	495,920	454,928	579,078	564,189
豊 国	905,039	978,809	1,448,135	871,973	499,499	744,269	967,276	1,487,605

出所：表6に同じ。

1908（明治41）年1月7日、明治、赤池、豊国を併せて明治鉱業株式合資会

社（資本金500万円）が設立された。同鉱の明治期の利益は表8のようになっている。

表8 明治鉱業損益（単位 千円）

明治41年（1月～6月）	△94
明治41年（7月～12月）	6ヶ月 54
明治42年（1月～12月）	219
明治43年（　々　）	300
明治44年（　々　）	338

出所：明治鉱業株式会社社史編纂委員会

『社史 明治鉱業株式会社』明治
鉱業株式会社、1957年、244頁。

むすびにかえて

安川・松本家のリーダーシップは敬一郎がとっていた。それ故創業者の経営方針は頗る重要な要素になってくるが、幸い敬一郎は開明的な思想を有していた。しかしながら、同時に理念や感情に左右される要素も有していた。これはおそらく武士階級という彼の出自や儒教的倫理観と関係があろう。しかし、同時にそこには極めて資本家的側面もみられる。今後の課題も含めて、次のような点に注目しておきたい。

1 共同経営時期において、トップの意思統一の困難さは単独経営への考えをより強めたということである。さらに、これは田川採炭をめぐる状況においてより強められたと思われる。赤池や豊国への引き受けは、多分に盟友平岡への感情という要素が強いが、一つには両坑が敬一郎との共同経営もしくは単独の所有者であったという点もあったのではないか。

豊国炭坑の引き受けは安川自身、また技術者の進言でも経営的には無理を生じると理解していたが、「平岡ニ対スル友誼」のために内部で決定した。これに対して田川採炭は、三井が買収するほどの優良炭坑でありながら、「煩累多き」という事情、そして稻垣の「同坑ニ一ノ疑怪」という点を重ん

じ売却への交渉に傾いた。これらの違いは経営支配権の確立という意味において、道義的と同時に資本家的と考えられるのではなかろうか。

- 2 資金調達及び資本概念という点からみた安川のドライな考え方である。この時期にはすでに資本の優劣は決定的になっていた。したがって、大資本で対処できないとすれば政府の財政に頼らざるを得ないであろう。

元来、明治炭坑の設立そのものが事業拡大を目指す安川にとって資金的限界を突破するための手段であった。また、赤池炭坑は即引き受けたのではなく、三井や三菱への交渉が困難になってからであった。したがって、資金調達は最大の課題であるが、赤池炭坑の引き受けと明治炭坑の買収が重なったときの手腕はみごとである。さらに、安川は資金調達先を可能な限り広めているようである。一つには貝島の資金調達が三井に特化していたという背景もあるかもしれないが、明治期に関しては安川は特定の資本への依存はしていない。ゆえに限られた民間での資本をカバーするには政府の財政しかなく、そのためには政治的な手腕が必要になろう。

さらに、高雄炭坑の政府の要請による譲渡はこの点を顕著にしている。企業として経営してきた炭坑であるがゆえに高額になったのであり、国家への依存性から高額になったのではない。国家のためとはいえ、そこに企業家としての姿勢をみることができる。

最後に、本稿では触れる余裕はないが、九州鉄道や若松築港をめぐる動きに注目したい。安川はこれらの株式所有等を通じて中央と地方の間に自らを位置づけようとしていたのではないか（⁸⁸）。

加えて、安川の他企業の株の所有については注目されるが今後の課題としたい。

なお、本稿執筆あたり、北九州市立文書館及び直方市石炭記念館には大変お世話になった。記して感謝の意を表します。

注

- (1) 安川・松本に関する研究としては、森川英正『地方財閥』日本経済新聞社、1985年の巻末参考文献目録のほかに、合力理可夫「安川・松本家における経営多角化」『第一経大論集』第19巻第3号、1989年、同「地方財閥の形成過程—安川・松本系企業を中心として—」高浦忠彦他編『近代化の国際比較』世界書院、1991年、佐藤正志「安川・松本財閥における労使協調経営—明治鉱業信和会の成立と機能—」『広島大学経済論集』第17巻第1号、1993年、同「安川敬一郎の経営理念—労資協調思想の一端—」九州共立大学地域経済研究所『九共経済論集』第17号、1993年、長谷川信「安川電機の発展と企業者活動」『経営史学』第21巻第1号、東大出版会、1986年、同「戦時体制期の安川電機—価格統制と電動機生産—」『福岡県史』近代研究編各論(1)、福岡県、1989年、『北九州市史』近代・現代〔産業経済1〕、北九州市、1991年等を参照。
- (2) 『安川敬一郎日記』は北九州市立文書館所蔵(原本は北九州市立歴史博物館所蔵)のものを利用した。また、原本には句読点はないが、本文中に引用したものには適宜読点を付した。なお、引用史料の旧漢字、異体字、俗字は原則的に常用漢字に改めているが、ヰ(トキ)、ヰ(トモ)、ヰ(コト)、はそのまま用い、文中二行割になっている部分は〔 〕で示し一行に直している。
- (3) 安川敬一郎「擣引船」・「事業略歴」(『撫松余韻』、松本健次郎発行、1935年)にいきさつが記されている。また、敬一郎は安川第五郎に「好きで石炭を始めたのではない。東京で学問をして将来は参議、今の大臣になるつもりだった。しかし家の都合により、自分の志望をあきらめて石炭事業をやるようになった」と語ったことがあるという(安川第五郎『わが回想録』、百泉書房、1970年、11頁)。
- (4) 前掲安川敬一郎「日記抄」、1935年、551頁。
- (5) 清宮一郎編『松本健次郎懐旧談』鱒書房、1952年、92~93頁間の折り込み資料及び額田町史編纂委員会『額田町史』額田町教育委員会、1984年、754~755頁による。
- (6) 前掲安川敬一郎「事業略歴」、796頁。
- (7) 清宮一郎編、前掲書、72~73頁間の折り込み資料による。
- (8) 同上書、10頁。
- (9) 明治鉱業株式会社社史編纂委員会『社史 明治鉱業株式会社』明治鉱業株式会社、1957年、21頁。ただし、『鉱山借区一覧表』によれば明治16年及び明治19年の所有鉱区は『社史』にみられるほど大きくなく、明治16年は8,170坪、明治19年は約186,486坪となっている(「鉱山借区一覧表」九州大学石炭研究資料センター編集『石炭研究資料叢書』第11輯、第12輯、1990年、1991年〔復刻〕により合計算出)。また、明治初期から中頃にかけての動きを『筑豊石炭礦業史年表』(筑豊石炭礦業史年表編纂委員会、田川郷土研究会発行、1973年)よりみてみれば以下の様である。1876(明治9)年、松本潜は穂波郡中村・幸袋村と同郡川津村・伊岐須村に至る地所鉱区72万0351坪の採掘権を得て、4月先づ二瀬村大字相田字梅の木谷に開坑し、中野徳次郎を坑主代理とする(同書、107頁)、1879(明治12)年4月、松本潜、相田炭

坑を開坑、中原屋へ買入方依頼（116頁）、同年9月、松本潜、穂波郡相田村片鉢に1020坪の借区許可を受ける（116頁）、同年12月、松本潜相田村鬼ヶ原および伊岐須村井手浦に計5400坪の借区許可を受ける（116頁）、1881（明治14）年、松本潜、相田村片鉢に新たに1750坪の借区許可を受ける（122頁）、1882年、松本潜、相田炭坑の坑区を72万坪に拡張（126頁）、1889（明治22）年3月8日、安川敬一郎・平岡浩太郎、赤池炭坑33万8673坪の借区出願許可（152頁）、1890（明治23）年、松本潜、嘉穂郡相田村の奥野与四郎より借区14万余を買収（158頁）、翌年4月、松本潜、高雄炭坑を開坑（'97年旧相田炭坑を漸次増区し、72万5000坪に拡張）〔158頁〕といった具合である。

これらの動きからすれば、明治初期から中頃にかけて、相田坑区の72万余坪の疑問は残るが、炭坑経営に関してかなり積極的であったと思える。

なお、同家の炭坑技術に関する問題は本稿では触れないことを予めおことわりしておきたい。

- (10) 清宮一郎編、前掲書、72頁。
- (11) 約定の内容については前掲『額田町史』、757頁を参照。
- (12) 前掲安川敬一郎「日記抄」、1935年、556～558頁。なお、共同経営者の平岡も三菱から3万円を借りており（同上書、同所）、他に麻生から1万円の借入もある〔迎由理男「北九州における『都市銀行』と地元銀行－明治30年代の石炭金融を中心（下）」『北九州大学商経論集』第25巻1・2号、1989年、81頁〕。
- (13) 森川英正、前掲書、231～233頁を参照。
- (14) 三菱社誌刊行会編『三菱社誌』19、東京大学出版会、1981年、95頁。明治30年代に入っても三菱からは4万円（明治31年12月23日）、8万円（明治34年11月29日）などの借入れがあり、その他には帝国商業銀行から5万円（明治31年11月27日）の借入れもみられる（以上『安川日記』）。
- (15) 森川英正氏は主たる資金源は三井銀行であるとしており（森川英正、前掲書、232頁）、また恐らく氏のその根拠となる資料ではないかと思われるが、松本健次郎は平岡からの赤池炭坑の引き受けと明治炭坑の大坂側の株の買収が重なる時期までの金融は、「父が三井銀行大阪支店に行って、株券や公債を担保に借りた手形一枚の金額も精々数万円程度のものであった」（清宮一郎編、前掲書、92頁）と回顧している。このことから見れば、明治34年頃までの資金調達は三井への依存度が高く、安川が必ずしも全面的に三菱に依存していたとは言えないかもしれないが、しかし、明治41年の明治鉱業株式会社の設立にあたり、借入が主として都市銀行及び三菱系の金融機関からのものであることを考え合わせると、明治期には三井の位置づけはさほど高くなかったかと思われる（この点に関しては迎由理男、前掲論文（下）、78～82頁を参照）。また、貝島の三井からの資金借り入れについては永江眞夫「明治期貝島石炭業の経営構造－資金調達を中心として－」『福岡大学経済学論叢』第29巻2・3号、1984年、畠山秀樹「筑豊炭礦企業家の形成と発展（1）－貝島・麻生の事例－」『大分大学経済論集』第36巻第3号、1984年を参照。
- (16) 前掲『三菱社誌』19、95頁。

- (17) 同上書、258頁。また、松本健次郎は、「炭坑とその販売権を担保として資金の調達を図ることは断じてせぬということであった」(清宮一郎編、前掲書、91頁)と回顧しているが、少なくとも高雄炭坑については名義の書替えがみられる。この高雄炭坑はことのほか思い入れの深い炭坑であったが(清宮一郎編、前掲書、88~89頁)、これを担保にしてまで資金を借入なければならなかつたということは、いかに資金繰りが困難であったのかが知れよう。
- (18) 前掲「日記抄」では明治20年に神戸に支店を開設したとなっている(同書、555頁)。
- (19) 前掲『社史 明治鉱業株式会社』、年表4~6頁。なお、『安川日記』では1月6日に「若松本店新築、則安川松本商店ノ移転式」を行ったと記されている。門司支店については、清宮一郎編、前掲書では1893(明治26)年に門司に安川松本商店を創設(同書、264頁)したとなっている。次に「安川松本商店」という名称についてであるが、『門司新報』には1896(明治29)年1月に「安川松本商店の新築祝ひ」と題して門司港における同店の開店披露の模様が記されていることから(同紙、1月9日)、これ以後「安川松本商店」という名称は使われたとも思われるが、同年5月の同紙に掲載されている明治炭坑の「広告」では若松・門司港取扱所として「安川石炭商店」となっており、また、高野江基太郎『筑豊炭礦誌』(中村近古堂、1898年)では「若松及門司の安川松本商店」あるいは「若松港安川商店、門司港松本安川商店」の名称がみられる等、名称使用の時期については断定できない。また、そもそも同店の名称変更がいかなる意味をもつか不明である。
- (20) 清宮一郎編、前掲書、176頁。
- (21) 『三井事業史』資料篇3、三井文庫、1974年、475頁。ちなみに、門司石炭商の取扱高において、明治30年には1位三菱(28万1642t)、2位田川採炭(22万5121t)、3位安川・松本商店(22万1109t)、4位三井物産(21万5636t)となっており(『門司新報』明治31年1月28日)、翌31年は1位安川・松本商店、33年は3位といった状況である(迎由理男、前掲論文(下)、56頁の表による)。
- (22) 『安川日記』明治39年12月31日。
- (23) 『門司新報』昭和10年12月20日。
- (24) 同上、同所。
- (25) 清宮一郎編、前掲書、43頁。
- (26) 『門司新報』明治29年2月29日。
- (27) 『門司新報』明治31年4月8日。句読点は引用者による(以下同様)。
- (28) 『洗心日記』北九州市立文書館所蔵、明治31年8月15日。なお、『洗心日記』は安川の避暑中に記された日記である。
- (29) 『安川日記』明治31年10月11日。『安川日記』の明治32年1月29日には「炭坑会社総会。取締改選論之始末ヲ話ス。稲垣ヨシテ校長トシテ炭坑在勤ハ至急ヲ要スルノ意ヲ決ス」とあり、この時点で稲垣が大城支店の支配人になったのではなかろうか。
- (30) 同上、明治31年10月11日。
- (31) 前掲『社史 明治鉱業株式会社』、33頁。

- (32) 前掲『北九州市史』産業経済1、208頁（原資料は「年譜草稿」北九州市立歴史博物館所蔵『安川資料』）。
- (33) 同上書、210頁（原資料も同じ）。
- (34) 同上書、同所。
- (35) 渋谷隆一編『大正昭和日本全国資産家地主資料集成V』、柏書房、1985年より抽出。ただし、この時期安川は、九州鉄道5,899株、豊州鉄道540株、日本海上120株を所有しており（同資料）、特に九州鉄道の所有株が多いことは注意する必要があろう。
- (36) 明治31年10月11日以前の『安川日記』が不明のため確定できない。
- (37) 同年同日付に「貼紙」があり、2月6日「……明治炭坑ヲ個人經營ニ移スノ得策ナルヲ述ブ……」と書き込まれている。
- (38) 『安川日記』明治34年10月23日。
- (39) 同上、明治34年10月24日。
- (40) 同上、明治34年11月15日。
- (41) 『門司新報』明治34年11月10日。
- (42) 同上、明治34年11月10日。
- (43) 清宮一郎編、前掲書、88頁及び「年譜草稿」（前掲『北九州市史』、210頁）による。
- (44) 『門司新報』明治32年11月3日（中央新聞抄録）。
- (45) 『高雄炭山買収契約書』（明治32年度）直方市石炭記念館所蔵による。なお、同契約書は後日訂正箇所が発見されたため、明治34年1月21日に「上申書」が提出されている。
- (46) 高雄炭坑の売却については前掲『北九州市史』、234～243頁を参照。『安川日記』の明治32年8月28日・29日には「片島松本坑区」（広岡信五郎所有の潤野炭坑）を買収し八幡製鉄所に「売り付ケ」ようとする動きがみられる。
- (47) 前掲『北九州市史』、237～242頁。
- (48) 同上書、210～211頁。なお、田川採炭は後に本文に述べているように入札売却であったが、3人が入札をした。『田川市史』（中巻）〔田川市役所、1976年〕によればこの時の各入札者の価格は、今西林三郎117万1000円、稻垣徹之進120万円、谷茂平121万4525円66銭8厘となっている（同書、898頁）。
- (49) 同上書、211頁。
- (50) 『三井事業史』資料篇4（上）、三井文庫、1971年、543頁。
- (51) 同上書、同所。
- (52) 『三井田川炭山沿革誌』によれば、「其讓受ケニ就テハ特許第一六七号及同第一六五六号鉱区ニ属スル土地建物諸機械等一切ヲ壱百十五万円、門司港ニ於ケル宅地及石炭貯蔵用土地二千七百八十三坪ヲ五万円合計壱百弐拾万円ヲ卅二年七月十五日ニ支払フトシ残金九十六万円ハ卅三年三月ヨリ卅七年九月迄毎年三月、九月ノ二期毎ニ八万七千円宛残り九万円ハ卅八年六月末日ニ払込ム可キ契約ヲ結ビ從來ノ進行ニ伴ヘル事項ハ總テ其儘ニ引受クル事トシ尚鉄道会社ノ運炭ニ就テハ特ニ条件ヲ定

メテ公正契約ヲ締結セリ」（「三井田川炭山沿革誌」九州大学石炭研究資料センター『石炭研究資料叢書』第11輯、1990年）と記されている。

- (53) 田川採炭は明治32年7月23日に採炭再開の準備がなされた（『安川日記』）。なお、安川は労務管理の近代化については早くから取り組んでいる。筑豊で最初に納屋制度を廃止したのは、1899（明治32）年2月明治炭坑第一坑であった。すでに、1899年改革以前には家族持ち坑夫については「直轄制度」が実現にあり、1899年の改革の重点は単身者についての「大納屋制度」の廃止についてである。しかし、改革後も極めて限定されてはいたが、納屋制度は残存していた（荻野喜弘『筑豊炭鉱労資関係史』九州大学出版会、1993年、55～57頁）。したがって、直ちに純直轄制度が早急に実現したわけではなかったが、経営側においては組織の近代化は図らねばならず、労資関係の再編成は必然的なものであった。なお、納屋制度廃止にあたって、小暴動が起こった（前掲『社史 明治鉱業株式会社』、50頁）。また、「制度」としての廃止が人的なものも含めてすべて撤廃されたわけではない。例えば、明治23年12月に赤池炭坑に雇用された山崎伊之助は同27年に納屋頭領となつたが、同坑で32年に「納屋頭領制度」が廃止された時、「選抜セラレ世話係ヲ命セラル。爾來炭坑ニ於ケル制度縷々変更セラレタルモ、其都度家長若シクハ組長ヲ命ゼラレ」、1919（大正8）年10月には信和会赤池支部設置に際し委員となっている〔『福岡県史』近代史料編、筑豊石炭鉱業組合（二）、1989年、313頁〕。
- (54) 『安川日記』明治32年9月29日。
- (55) 同上、明治32年10月31日。また、合資組織に関して、たとえば「午前八字半、谷、今西來訪。田川坑ノ件ノ為ナリ。稲垣ニ繼テ塚本弁護士来ル。合資会社トナス事ヲ協定ス。余ハ無限責任ノ領地ニ立チ、谷亦然リ。今西ヲ有限責任ト決ス。然レ尙我ニ明治炭坑会社ノ代表者タルノ故ヲ以テ、谷ガ無限責任タルニ関シ松本等ニ協議ノ要アリ。爰ニ草案トシテ今西帰坂ス」（同、11月6日）とみられるように、経営支配権をめぐっての安川と谷の対立はこの場合でも調整が困難であった。なお、『門司新報』には「田川炭鉱の入札後報」として「豊州鉄道の炭鉱部入札の件は曩に報道せしが、右は今回稲垣徹之助、安川敬一郎、谷茂平、宮崎儀一、今西林三郎外一名にて引受け、資本金凡そ百四拾万円の合資会社とするの計画なりと……」（同紙、明治32年7月16日）と報じられている。
- (56) 『安川日記』明治33年1月24日。
- (57) 同上、明治33年1月26日。
- (58) 同上、明治33年2月2日。
- ただし、三井としては1月19日に団の発議として「弥々談判ヲ開クトキハ一組拾五万ツ、即チ四拾五万円位報酬トシテ出ストセハ纏ルベク、然ラハ都合金百七拾万円位ニテ買取り得ベシ、之モ一時ニ支出セサルモ年賦ニテ承諾スヘク、或ハ本年度ニ於テ七八拾万円支出シ、残高ハ五ヶ年賦位ニテ相談相整ヒ可申……尤モ此談判ハ極ク秘密ニ致シ、事整フ迄ハ三井ニ於テ引受クルコトハ先方ヘ悟ラレサル様引受方着手相試ミ可然哉、予メ御意向伺ヒ置キ度云々陳述アリテ之ニ決セリ」（〔注〕50と同じ）となされたことからすると、すでに三井内部では田川買収を決定していた。

- (59) 同上、明治33年3月3日。
- (60) 同上、同所。なお、前掲『田川市史』(中巻)では、三井は165万円で田川採炭組の事業に属する一切の財産と権利を買収したと記されており(同書、903頁)、前掲『社史 明治鉱業株式会社』でも同じ金額である(同書、38頁)。
- (61) 『安川日記』、明治33年12月31日。
- (62) 前掲『北九州市史』、243頁。
- (63) 『安川日記』明治34年3月4日。
- (64) 前掲『社史 明治鉱業株式会社』、36頁。
- (65) 「赤池鉱山一斑写」九州大学石炭研究資料センター『石炭研究資料叢書』第14輯所収、1993年、8~9、14頁。なお、明治30年の鉱区坪数は6鉱区合計で164万9114坪となっている(同4頁)。
- (66) 同上書、9頁。なお、「赤池鉱山一斑写」は筆写本で、明治30年12月編纂の「赤池鉱山一斑」と明治32年4月に編纂された「取調書扣」が収められ、記述形式はほぼ同じであるが、「取調書扣」には採鉱、柵鉱、販路及び市場等についてやや詳しく触れられており、「赤池鉱山一斑」の「将来」に相等する部分は「取調書扣」では技術改良について、これまでの経過と将来の改良の計画について記述されている。
- (67) 『安川日記』明治34年6月30日。
- (68) この場合の「炭坑」は、明治炭坑である(『安川日記』明治34年6月11日付の「貼紙」による)。
- (69) 『安川日記』明治34年6月14、19日。
- (70) 前掲『社史 明治鉱業株式会社』、年表7頁。また本社の額田村への移転は明治34年7月20日とされているが(同書、同所)、これらはいずれも『安川日記』には記されていない。
- (71) 『筑豊石炭鉱業組合月報』第四号、筑豊石炭鉱業組合、1904年、29頁。
- (72) 『安川日記』明治37年1月1日。
- (73) 『安川日記』明治38年3月14日。
- (74) 『安川日記』明治39年12月31日。なお、明治39年9月20日には「午前、門倉ヲ招キ諸種ノ成行ヲ聞キ、帳簿ヲ整理ス。去ル明治式十八年、当大阪ニテ取扱シ豊筑鉄株買収以来、九州鉄道トノ合併、増株ノ引受け、明治炭坑会社ノ設立及会社買収計画成功等ハ適以テ負債割引手形ノ増発トナリ、一時壱百万円ニ達、手形モ昨年炭況ノ好成蹟ニヨリ、本店ヨリ廻金以外ニ巨額ニ達シタル為メ、昨年山陽鉄道株四千五百株ヲ、九鉄株ヲ八千五百株増買セシ代価ヲ払出シタルニ不拘、昨日三井ニ返還シタル手形ニテ総テヲ消還スルヲ得タリ。即チ本店ニ対スル式百万円余ノ借越〔負債トハ云可ラズ〕ト松本名義ノ預金八万円ヲ除キ一錢ノ借り越ヲ有セズ。即チ山陽・九鉄両株ヲ合シテ政府カ鉄道買収ニ対スル公債額ニ換算約式百七拾万円、兼テ宿望セル九州商工〔工業ノ一部、採鉱、冶金、機械、電気、商業〕大学設立ノ資ニ供スルヲ得ルニ至ル。尚、五ヶ年ヲ経過セバ理科〔応用化学ヲ含ム〕、理財科、政治科、土木課ノ如キ増設ノ期ニ達スル難キニアラザルベシ……」と記されている。
- (75) 前掲『三井事業史』資料篇4(上)、19頁。

- (76) 同上書、198頁。
- (77) 同上書、439頁。
- (78) 『三井事業史』資料篇4(下)、三井文庫、1972年、54頁及び迎由理男、前掲論文(下)、57~58頁を参照。
- (79) 同上『三井事業史』、同所。
- (80) 前掲『三井事業史』資料篇3、474頁。
- (81) 『安川日記』明治40年8月17日。なお、この日以降の豊国炭坑をめぐる動きについて、『安川日記』の内容は、『撫松余韻』に収められている「日記抄」中の、「豊国炭坑の変災と其前後処置」とほぼ同様の内容である。ただし、この中の日付は『安川日記』における日付と異なっている(「日記抄」明治40年8月3日は同9月4日、以下8月は9月、9月は10月の誤り〔609~614頁〕)。
- (82) 同上、明治40年8月24日。
- (83) 同上、明治40年8月29日。
- (84) 同上、明治40年9月11日。
- (85) 以下、同上、明治40年9月21・23・24・25、10月4日の内容による。最も『安川日記』には1902(明治35)年10月、11月に三井(10月26日現在で三井に対する平岡の負債は73万円)や他の債権者及び井上馨等と豊国炭坑整理案及び平岡家財政整理案について話し合いがもたれていることが記されており、「豊国対三井態度」(10月25日)はこの頃からすでに始まっていたといえるかもしれない。
- (86) 同上、明治40年9月26日。
- (87) 同上、同所。
- (88) この点については前掲『北九州史』、第1編第2・3章を参照。